

デジタル改革関連法で 個人情報はどうなる？

講師：三木由希子（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス 理事長）

2021年9月11日(土)

三 翠 園



公益社団法人 高知県自治研究センター

デジタル改革関連法で個人情報はどうなる？

日時 2021年9月11日

講師 三木由希子

(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス 理事長)

(司会)

皆さん、こんにちは。ただいまから、高知県自治研究センター主催のセミナーを開始をしていきたいと思います。

今日のテーマは、「デジタル改革関連法で個人情報はどうなる？」というテーマです。

この9月1日にデジタル庁が発足をしています。大変大きな官庁が新たに発足をしたわけですが、そもそもこの目的というのが、日本におけるデジタル化を推進するんだと。そういうことでありまして、そのこと自体はいいと思うんですが、しかし、一方で、コロナ禍の中でこのデジタル改革関連法というのが、先般の通常国会で成立をしたわけですが、いろんな問題点があるやに聞き及んでいます。

そういったことがあまり一般に知られていない。そもそもその個人情報の取り扱いというのは、そのときの政府に対する信頼度が、まず大前提になるのではないかというふうにも思うんですが、それはさておき、私たちの個人情報の取り扱いが大変大きく変わっていく。そういったことがもう既に法律も通ったわけですから、デジタル庁発足の機会に、こういった機会に改めて学ぶ機会をつくらうということで、今日は企画をさせていただきました。

講師は、NPO法人情報公開クリアリングハウスの三木由希子理事長に、大変お忙しいところお願いをしております。

それでは、開会に先立ちまして、当センターの理事長、東森よりご挨拶を申し上げます。

(高知県自治研究センター 東森理事長)

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま紹介をいただきました、高知県自治研

究センターの理事長をしております東森歩と申します。本日はよろしくお願いたします。

先ほど事務局の石川のほうから紹介がありましたとおり、本日はデジタル改革関連法、関連法は6つの法律で構成されてるわけですが、デジタル改革関連法で私たちの個人情報はどうなるというテーマで、これより講演会を開催いたします。

本日は、先ほど紹介もありましたとおり、NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長であります、三木由希子さんに講師を務めていただきます。

本日は限られた時間でございますが、大変たくさんのお聞きできると、私も楽しみにしております。皆様とともに学んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。本日はお願いたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、資料のほうにもありますけども、三木理事長のやっておいでます情報公開クリアリングハウスについて、若干ご紹介をさせていただきますと思います。

1999年の情報公開法の制定に伴い、組織改編によって情報公開クリアリングハウスが発足をして、同年12月にNPO法人として現在に至っています。三木理事長のほうは、2010年に理事長に就任され、以降、公的機関における市民の知る権利の確立をミッションとして、その手段としての情報公開制度、個人情報保護制度等々に取り組んでおられます。

それでは、三木由希子さん、よろしくお願いたします。

デジタル改革関連法で個人情報はどうなる？

講師 三木由希子（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス 理事長）

はじめに

今ご紹介いただきました情報公開クリアリングハウスの三木と申します。今日はよろしくお願いたします。

デジタル改革関連法というのは、先ほども少しご紹介がございましたとおり、かなり実はさまざまな制度が関連して含まれているというところがありまして、すべてを説明をしたりとかお話をするというのがなかなか難しいんですけれども、今日はデジタル改革関連法で主に自治体と関連があるところについて、個人情報の問題も含めてお話をさせていただきたいと思っております。

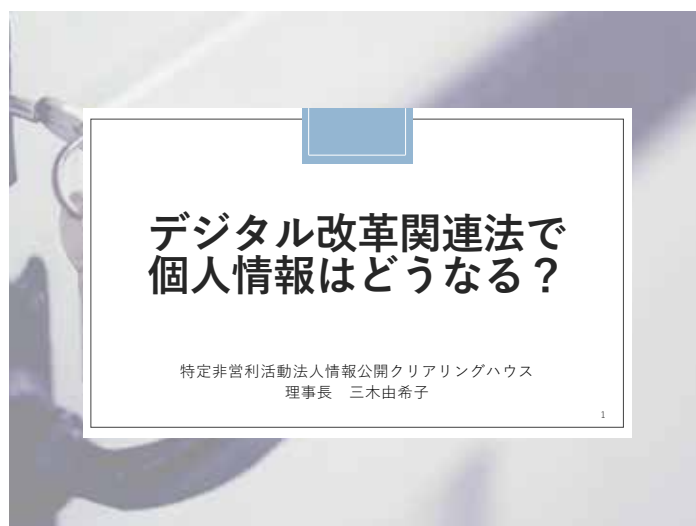
先ほど情報公開クリアリングハウスについてはご紹介いただきましたけれども、活動自体は1980年から行っておりまして、情報公開制度をつくる活動から始まって、自分の情報を知る権利という意味で、個人情報保護制度がないと自分の情報の開示を求める仕組みというのがないということもありまして、個人情報保護の仕組みについても早い段階から取り組んできたというところがあります。

それと、少しあとでもお話ししますがけれども、実はその自分の情報とか個人情報を公開するという意味ではなくて、個人情報はどう取り扱われているかという、そういう仕組みとか、どのような個人情報を行政組織として保有しているかというようなことを情報公開をすることによって、適正な個人情報の取り扱いが確保されるというのが、個人情報の仕組みの中のかなり基本的な部分にありまして、個人情報保護というと情報公開と対極にあるかのように思われるんですけども、実は適切な情報公開が個人情報を保



護する。個人情報が適切に扱われるということを確認するという側面もあるということで、両面関心対象としてきたという経緯があります。

私自身は、自治体の審議会とか審査会の委員などもしておりますので、実際の自治体の実務に若干かかわっているということと、あと、あまり最近では自治体に対してやってはいないんですけども、国に対しては、情報公開に関しては情報公開訴訟をするとか、そういう活動もしてまして、かつさまざまな方からのご相談も受けていて、そこには自治体関係者とか議会関係者もおられれば、一般市民とか、あと最近では報道関係者が圧倒的に多いんですけれども、そういういろんな視点から実は制度がどういうふうに動いているかというのを見てきたという経緯があります。



ですので、今日お話しすることは、どちらかと言えば、かなり現実的なお話をさせていただくことになるかなというふうに思います。

それでは、スライドを使いながら、お話を進めさせていただきたいと思います。

それで、もし質問とか、あとここ分からなかったということがありましたら、随時チャットボックスのほうに書き込みができるかと思いますので、そちらのほうに随時書き込んでいただいても構いません。オンラインですので、直接手を挙げて発言をするというよりは、ここが分からなかったということは、書き込んでいただいても私は結構ですので、遠慮なくお寄せください。

それと資料そのものはかなり分量が多いんですけども、こういう問題って雰囲気でも議論すると大変良くないってところがありまして、細かいようですけども、何を根拠にこの話をしているのかということが分かる程度にいろんな資料を入れてあるというところで、全部お話しするわけにはいかないところがありますけれども、何でこんな話になっているのかということは、あとで確認がいただけるようにつくっているということでご理解をください。

デジタル改革関連法の6つの柱

早速デジタル改革関連法のお話をしたいと思いますが、先ほどご紹介があったとおり、6

デジタル改革関連法

- デジタル社会形成基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の改正）
- デジタル庁設置法
- **デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（整備法）**
- 公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- **地方公共団体情報システムの標準化に関する法律**

デジタル社会形成基本法
デジタル庁設置法
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

つの法律でこの改革関連法というものは構成をされていたということです。

一番上のデジタル社会形成基本法というのは、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法というものが、確か2000年だったと思うんですけどもできてまして、その大幅改正ということで改正された法律ということになります。基本的に国が高度情報通信、高度情報化を推進するための基本法を、今回はデジタル社会ということに書き替えて、基本的な考え方とか理念を入れたというものです。それから、この9月1日に発足しましたデジタル庁設置法というものが、新たに制定をされたということです。

そして3つ目が、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律という長い名前なんですが、通称「整備法」というふうに呼んでいます。それでこの「整備法」というのが、今回実際はかなり大きな影響を及ぼすということで、あとでこの「整備法」についてお話をします。

そして次の2つが、新型コロナの問題を受けて、マイナンバーの利用についてさまざまな議論が起こったと、社会的に起こったという経緯があります。特に10万円の定額給付金の支給にあたってマイナンバー制度が使えなかったということが、かなり社会的に批判されたところから出てきた法律で、1つがこの前のような定額給付金の給付をしたりとか、あとはさまざまな給付制度を自治体も持っていたりとかしますし、災害時にさまざまな支援・支給がされるということもあります

ので、そういったものの給付を受ける銀行口座と自分のマイナンバーについて、国に登録をする仕組みをつくるというのがこの法律で、これは任意に登録したい人が登録してくださいという仕組みとして、今回法律ができていたということです。

それでその下が、銀行口座にマイナンバーをひもづけるという法律なんですけれども、これは口座を持っている人の意思でひもづけた人はどうぞという仕組みに、一応今のところなっているということです。

ただ、マイナンバーに関しては、金融機関側は既に口座保有者からマイナンバーを取得する義務というのが法律上課されてまして、これは2018年からそういうふうな義務が生じているんですね。

ただ、金融機関側も積極的に、自分の顧客にマイナンバー出してくださいというふうには言わないですし、そこを強制する手段もないので、あと、こちら側がそこに登録をしなきゃいけないという口座保有者側の義務もないので、ひもづけは進んでないという実態はあるんですね。今回は金融機関側の義務ではなくて、登録したい人はどうぞという仕組みに一応したということです。

6つ目が、これはもしかしたら皆さん、さまざま機会に情報に触れてらっしゃるんじゃないかなと思いますけども、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律ということで、情報システムは自治体が今それぞれ調達したりとかしていますけども、そのシステムの標準化をするという法律が今回できているということです。

こうした法律の背景なんですけども、デジタル庁の設置という話自体は、菅政権になって出てきた構想ということになります。それ以外の多くは、既存の流れで予定されていたりとか、想定されていたものの法改正や法成形ということになります。

それに加えて、新型コロナ禍によって新たに追加されたものがあるということになりますので、デジタル庁の設置ということ自体は新しいんですけども、それ以外は一定の議論の流れがあって出てきたものということになります。

デジタル改革関連法の背景

それで、このようなデジタル庁設置を含む、デジタル改革関連法というものが出てきた背景ということを中心に申し上げると、そのデジタル化、データ利用を政府はそもそも推進をしてきたという経緯があるんですけども、それは政府といっても官邸とか内閣官房とか、IT総合戦略室という

デジタル改革関連法の背景

- デジタル庁設置は菅政権になってから出てきた構想。それ以外の多くは、既存の流れで予定（想定）されていた法改正+新型コロナ禍により追加されたもの
- かねてよりデジタル化、データ利用を推進するが、①省庁縦割り（情報システムの調達・仕様、企画・政策など）、②データ流通のための法令等基盤のばらつき（自治体個人情報保護条例、民間・行政機関等での規律の違いなど）が障壁という課題設定
- ①に対してデジタル庁設置、②は個人情報保護法の抜本改正へ



のが内閣官房の中にありますけども、そこを中心に旗を振ってきたということがあるんですけども、省庁縦割りの問題がある、そのため情報システムの調達・仕様とか企画・政策などが、かなり省庁ごとにばらついているということとか、あとそれぞれの省庁の所管ごとの政策で、実際の進行度とか本気度が違うというようなものがあつたということと、あと、データ流通のための法令等の基盤のばらつきがあつたということです。

自治体は個人情報保護条例をそれぞれ制定しているということもありますし、民間と行政機関で個人情報保護の規律が違うということなので、これも政府中心にデータ利用の推進というものは旗を振ってきたんですけども、実際にはそれが進まないということで、こういう障壁があるという課題設定は、政府がずっとしてきたものであるということなんです。

それでその省庁縦割り問題を解消するために、デジタル庁設置というものが行われて、そのデータ流通のための法令等の基盤のばらつきということについては、個人情報保護法の仕組みをかなり大きく変えることによって対応しようということが、今回の法律の背景にあるということになります。

デジタル庁の役割

それで、デジタル庁に関しては、ちょっとだけ確認的に申し上げますと、発足したばかりで内閣総理大臣が主任大臣ですね。デジタル大臣という方はおられますけれども、主任大臣は内閣総理大臣ということになります。こういう内閣総理大臣が主任大臣としてなっているのは復興庁だけということなので、別な組織の中ではやや例外的な組織ということになるかと思えます。

復興庁が比較的時限を区切って、役割が割と限定的なのに対して、デジタル庁というのは、各省庁とか自治体の情報システムの標準化とか、そういうことにも手を突っ込んでいくという意味では、もうかなり行政組織とか社会に与える影響が、復興庁とはまた別の次元で大きく異なるということ、そういうところに内閣総理大臣が上に座ることが、きちんとした民主的プロセスが内部で経た上で政策が進められるのかということに、やや懸念が持たれているというところが問題としてあると言われています。

このデジタル庁が所掌するのは、デジタル社会形成のための企画立案ということで、これはデジタル社会の形成といったときには、官民も含めたどういう社会の形成のためにどのような構想・企画をするかという話なので、自治体にもかかわりますけれどももう少し大きな話になる。

デジタル庁とは何か？

- 2021年9月に発足。内閣総理大臣が主任大臣
- 所掌するのは、①デジタル社会形成のための企画立案、②国・自治体などの情報システムの整備・管理の基本方針の策定及び総括監理、③マイナンバー制度の普及、④情報システムなどの予算の一括計上と配分など
- 進められるのは**情報システムの標準化、クラウド化、データの標準化、外部連携基盤の整備、ペー
スレジストリーの整備** など



次からがすごく大きなかわりが出てくる部分で、国・自治体などの情報システムの整備・管理の基本方針の策定・総括監理をするということになりますので、自治体を含む情報システムの整備・管理について、基本的にはデジタル庁が定めた基本方針のもとでやります、やってくださいという話にこの先なるということですよ。

それからマイナンバー制度の普及ということで、これもデジタル社会を形成するためには、マイナンバー制度を基本インフラとして使おうという発想がずっとあります。なので、これについて普及をさせていくということで、具体的ところで、マイナンバーカードの普及というのが今大きな課題になっているということで、当面はその普及をさせながら、情報インフラとしてマイナンバー制度をデジタル社会の中で、官民も含めて使えるようなものに転換をしていくというようなことが、おそらく目指されているというふうに考えていいかなと思います。

それと情報システムなどの予算の一括計上ということで、これは国の情報システム関連の予算は一括計上するということになるということですね。ただ、後でちょっと話しますが、情報システムの予算の一括計上という中には、実際に執行は総務省になるんじゃないかなとは思いますが、国が用意したクラウドを使って、国側が用意した情報システムを使って、基幹的な情報システムについて利用するというようなところには、おそらく交付金などによって財源措置が一定程度されるというようなことも出てきますので、そういう意味では、この情報システムなどの予算の一括計上といったときには、そういったものもこの中に含まれてくるのかなというふうには思います。

進められるのは情報システムの標準化と情報システムのクラウド化というものです。それからデータの標準化、そしてマイナンバー制度の普及というものの中には、実はその情報の外部連携基盤の整備と。マイナンバーの制度なんかは典型なんですけども、今どっか1カ所に個人情報集めて一括管理をするという考え

方というよりは、分散してあちこちにある情報を、個人情報情報を情報連携基盤というものを通じて、必要に応じて特定の個人ごとに集約をしていくと。

情報を連携させて集約をしていくというような個人情報の利用の仕方というものを、マイナンバー制度は前提にしていたりとかしてしまして、これはこの先、個人情報の利用の基本におそくなるだろうというふうに今考えられているんですね。なので、その情報の外部連携基盤という、あちこちに分散している情報を特定の例えば個人に関連して、必要な範囲を集約するというふうに情報を連携させていくような基盤というものの整備を、デジタル庁を中心にしていくということですね。

マイナンバー制度のこの情報の連携基盤というのは、一応総務省が所管で、実際にやったのはJ-LISということになっていますけれども、そういう情報連携基盤なんかデジタル庁のほうで、この先整備を進めるということになるということですよ。

それから、ベース・レジストリーの整備というのは、これは登記簿とかそういう公的な公証制度というのがありますけれども、そういう情報を機能も含めて利用しやすいように基本的なデータベースを整備していくということが以前から議論されてきています。すぐにそこまでいくとは思わないんですけれども、当面は不動産登記簿のベース・レジストリー化を目指す。最終的には、住民基本台帳もこういうベース・レジストリーの中に入れていきたいというようなことがされているということですね。

ですので、デジタル庁というと、デジタル情報システムとかデジタルの基盤整備というだけではなくて、デジタル技術を使ったデータの利活用みたいなものが、デジタル庁のミッションの中にも入ってくるというふうに考えておいたほうがいいというふうに思います。

情報システムの標準化・クラウド化の推進

それと、地方公共団体情報システム標準化法という法律があります。これはその自治体ごとに共通して処理する業務というのがあります。典型的なもので言うと、住民基本台帳みたいなものがそうです。そういうものについては、統一的な基準に適合するもので、政令で定めるものの情報システムの標準化とクラウド化を推進。要は、これまで自治体ごとにそれぞれ調達をして、それぞれの情報システムで基幹的なデータベースとか、そういうものを整備してきたということになりますけど、それについての情報システムを標準化するというのと、今だとそれぞれの自治体ごとにサーバーを契約していたりとか、場合によっては自治体の規模によっては自前のサーバーを持っていたりということがありますが、そういったものについても、政府が用意したガバメントクラウドというところに、そもそも情報システムを装備しておいて、そこでそれぞれの自治体の基幹的な、例えば住民基本台帳の管理というようなものができるようにしようというようなことを想定をしているということです。

自治体に対しては、情報システム標準化の推進施策を総合的に講ずる責務を課すということで、標準化について推進するための施策を用意してく

地方公共団体情報システム標準化法

- 自治体共通の処理内容で、統一的な基準に適合するもので、政令で定めるものの情報システムの標準化とクラウド化を推進
- 自治体に対して、情報システム標準化の推進施策を総合的に講ずる責務を課し（3条）、基本方針の策定を義務化（4条）

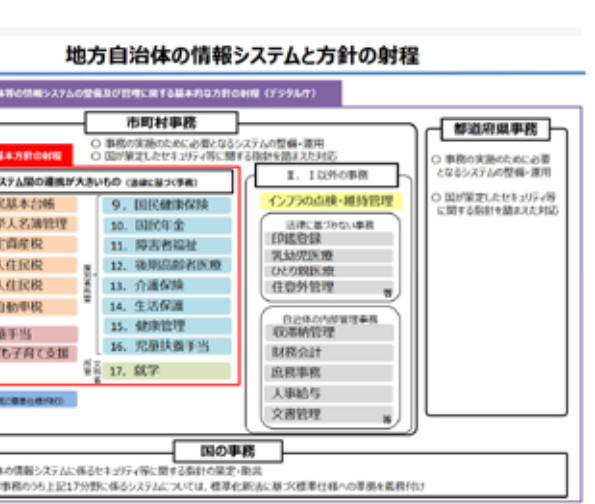
ださいということと、基本方針の策定を義務化というふうに定めているということなんですけど、これが自治体の情報システムで何が基本条件になっているかということで、各自治体共通のものですね。

ただ、先ほどその自治体ごとにその標準化の総合的推進をなささいということになっているんですけども、標準化の基準とか共通する基準というのは国が定めるということになっていて、自治体の情報システムはそれに適合していなければならないということになりますので、先ほど言った自治体が推進する標準化の施策というものは、国の基準に適応した範囲でやってくださいということになりますので、この標準化とか情報システムの基本的な構成・構築・構造のようなものは、基本は国が示したものに沿ってやってくださいということになるということですね。

情報システムの標準化・クラウド化を進めて、国の仕様で、国が有した枠組みでやるところは、財源措置になるということが見込まれているということになっているわけです。詳しい情報システムの標準化・共通化については、総務省のホームページにかなりの量の情報が載っていますので、関心がある方はそちらをご覧くださいだけだと思います。

それで、情報システムの標準化・共通化ということが、実際には何と言うんですかね、システムをどうつくるかという問題だけにとどまらないという意味で、自治体としてそもそも自治の考え方というものが変わるんじゃないかということも議論されている背景は、そもそも情報システムに沿った業務プロセスになるということなんです。

情報システムというのは、単にシステムというよりも大体業務上こういうものが必要であるとか、こういうプロセスで業務処理をしているので、それに沿って情報システムを構築するというような



地方公共団体情報システム標準化法

- 標準化の基準（6条）、共通する基準（7条）は国が定め、自治体の情報システムはそれに適合していなければならない
- 情報システムの標準化、クラウド化を進め、国の仕様で進めるところに財源措置となる見込み
- 自治体情報システムの標準化・共通化については↓
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/jichitaijoho_system/index.html

情報システムの標準化・共通化

- 情報システムに沿った業務プロセスになる
- 作成・取得する情報が標準化される
- 標準化・共通化で情報連携を行いやすくなる
- 標準化・共通化の基準を策定するところ（デジタル庁）が主導性を持つ
- 標準化・共通化によりセキュリティ対策や改修を一律に行いやすいが、セキュリティ上の問題が解消される前の被害は大きくなる

ことで、完全に業務プロセスと切り離して、情報システムって勝手にできるということにはならないと思うんですね。なので、情報システムそのものが標準化・共通化されると、標準化・共通化されたシステムに沿った業務プロセスに、おそらく変わっていくことになるだろうということが1点

起こり得ることということになります。

それと、その標準化・共通化情報システムというのは、作成・取得される情報が標準化されていくということになるんですね。それはデータ形式もそうですし、データ項目も含めて一定の標準化がされるということになるんです。そうすると、共通の形式で標準的なデータがいうことは、実はその組織とかいろんなものをまたいだ情報連携を行いやすくなるという、基盤整備ができるということなんです。なので、情報システムを標準化・共通化することによって、業務プロセスも標準化されて、データも標準化されて、そうすると、自治体をまたいだ情報連携とか、官民をまたいだ情報連携というものはより行きやすくなるということになってくるということですね。

ですので、標準化・共通化の基準を策定するところが一定の主導性を持つということになるわけで、今のところそれがデジタル庁ということになりますけれども、自治体の場合は、デジタル庁は地方自治の専門ではないというところがありますので、総務省のほうでここの標準化・共通化については、仕様の策定などは、自治体なども交えて検討しているというのがこれまでの流れということになります。

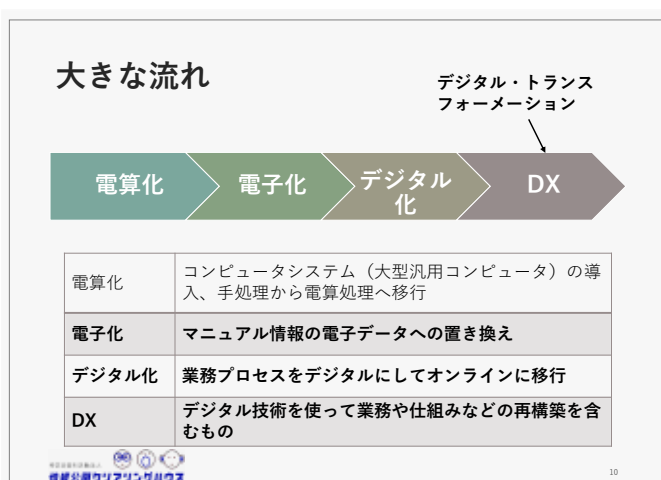
ですので、情報システムの標準化・共通化というのは、これからちょっとどのように進捗するのかということ次第でもあるんですけども、一定の自治体の業務に影響を与えることになるということと、こういうデータを巡る主導性が一定程度国

の方針に従わざるを得ないということになってくると、そのデータを主体的に作成・維持していくというようなところで、その自治体の主導性みたいなものがもしかしたら弱くなるかもしれないということが、問題点というか、課題として挙げられるだろうということになります。

これはもしかしたら釈迦に説法になるかもしれませんが、こうした流れというのは、デジタル改革というのはこの数年急に出てきたというか、特に新型コロナ禍によって出てきたという、社会的に認知されるようになったというところがありますけども、その流れとしては、ずっと脈々と続いてきた中にあるということが言えるだろうと思っています。

流れとしては、電算化から始まって電子化、デジタル化で、今デジタル改革と言ってるのは、このデジタル・トランスフォーメーションというものに当たるだろうというふうに言われてるんですね。電算化というのはコンピュータシステム、大型汎用コンピュータを導入して、手処理から電算処理へ移行するというプロセスを電算化というふうに、かつてそういうふうと呼んで進めてきたということです。住民基本台帳が大型汎用コンピュータで電算処理されるようになったというのが1970年代ぐらいからだと思うんですけども、それまで手処理だったものを電算処理をする。入力をして、大型汎用コンピュータの中で管理をする、メンテナンスをしていくというようなことから始まったということです。

その後に電子化というものが進められていて、マニュアル情報の電子データへの置き換えということですよ。これは紙の情報を電子データに置き換えていくというプロセスがあったということです。これは1980年代、まあ90年代ぐらいから進んでいたと言っているのかなと思いますけれども、それまでマニュアルで処理していた情報なので、非常に雑な言い方ですけども、紙文書をPDFに置き換えていくとか、紙文書を電子情報として保存していくとか、そういうものに置き換えていくというようなものを電子化とい



うふうに言ったりします。

デジタル化というのは、業務プロセスをデジタルにしてオンラインに移行していくようなプロセスを指すことが多いです。これはどういうことかという、行政手続のオンライン化というのが2000年代の前半から始まっていきます。国は2003年から行政手続オンライン化されるようになって、自治体も一部の手続がオンライン化されていると思うんですね。そういったものなんかも典型なんですけれども、紙とかで処理していたもの、手続とか申請とか、業務プロセスをそのままデジタルで同じことができるようにしていったというのが、デジタル化という流れになるわけなんですよね。なので、これは手処理でも同じことができる。デジタル化は、その手処理でやっていたことを、デジタルでも同じようにできるようにしましたというところになるわけなんです。

それでデジタル・トランスフォーメーションというのは、このデジタル化と少し異なるところがあって、デジタル技術を使って業務や仕組みなどの再構築を含むものというものなんです。デジタル化が、手処理で行ったりとかしていたものをそのままオンラインでできますということなので、やってることは基本的にはオンラインでもオフラインでもおなじことをするというにはなるわけなんです。

デジタル・トランスフォーメーションというのは、その同じ業務をするにしてもデジタル技術を使って、手処理とかオンライン申請を個人が入力していくとか職員が個々に入力していくとか、データを追加していくというものは異なって、そもそも技術を使って同じことをもっと効率的に、仕組みとか業務そのものを再構築してできるようにしようということです。

ここに至るにはいろんなプロセスがあるとは思いますが、同じことをできるのではなくて、同じことをするにしても技術を使ってプロセスを再構築してしまおうというのが、このデジタル・トランスフォーメーションということになるということで、今デジタル庁が目指し

ているというか、政府や国が目指していることというのは、このデジタル化からデジタル・トランスフォーメーションまでの一連の流れを、一気に押し進めようということになるかと思います。

ただ、このデジタル・トランスフォーメーションというところまで至るには、それなりにいろいろな意味での構想力は必要ということになってくるので、当面はデジタル化を進めるというところからまず進められるんだらうと思いますけども、デジタル化が進んで情報システムの標準化などが進んでくると、その従来の業務プロセスなどの再構築をするというようにとまで、物事が進んでくことになる可能性があるかなと思います。

このデジタル・トランスフォーメーションなんか念頭に置かれてできているのがあのスーパーシティの構想で、あれなんかはこのデジタル・トランスフォーメーションというものを目指して、各自治体が特区を使ってやっていこうというような話になっているということで、全く遠い将来の話ではなくて、一応そういうものを試みているというところがあるかなと思います。

情報システムの標準化に向けた流れ

これまでの大まかな流れということで、どんな流れの中でさっきのような話が進んできたかということ、時系列でどんな制度の改正とかがあったのかということをもとめてみています。ただ、

これまでのおおまかな流れ

1988年	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律制定
1999年	住民基本台帳法改正（住基ネット）
2000年	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法制定
2002年	住基ネット第1次稼働（第2次稼働は2003年）
2002年	行政手続オンライン化法制定
2003年	個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等制定
2004年～	自治体での基幹システムのオープン化が進み始める
2013年	マイナンバー法制定
2014年	デジタル・ガバメント閣僚会議設置
2015年	個人情報保護法改正（個人データ利活用へ）

これですべてではなくて、主たるものというふうにご理解いただければいいかなと思います。

やっぱり端緒は、住民基本台帳法の改正ですね。住基ネットの導入を決めた1999年のあの改正というものが、やっぱり今に至る流れの基盤になっているということです。住基ネットそのものは、マイナンバー制度ができてても存続は当然してまして、住基ネットの住民票コードをもとにマイナンバーというのは生成をされていますので、住基ネットは残っていますし、住基ネットはマイナンバーと違って、全データのダウンロードが実はできるという仕様になっていますので、年金などの一斉の住所確認とか本人確認情報の更新とかというのは、そういう一括ダウンロードを使ってやったりとかするんですよね。だから、これは行政の内部利用のためにそもそも残っていくんだろうと思われるものです。

それに加えてマイナンバーが今できてるわけですけど、今のデジタル改革の流れというのは、具体的な制度の改正・改定ということで言えば、この住基ネットの導入というものが最初の一番大きな端緒なのかなと思います。

2002年にオンライン化法というのは国が制定されて、2003年ぐらいからオンライン手続きができるようになったりとかいうことが行われるんですけども、自治体の関係で言うと、2000年代の前半ぐらいにおそらく皆さんの中でご経験がもしかしたらあるかもしれませんが、基幹システムを汎用コンピュータからオープン化をするという流れが、2000年代前半ぐらいから特に総務省を中心に旗が振られて進み始めるということが起こります。

住民基本台帳は住民基本台帳の汎用コンピュータがあり、税とかは税でまた別にあるというような、その汎用コンピュータである程度独立した閉鎖的なシステムで、基幹的なシステムは維持・管理していたということが、今もそういう状態のところあると思いますけども、ありました。

そうしますと、同じ住民の情報でもその情報システム上ばらばらに管理がされ

ているということとか、その汎用コンピュータの維持・管理というのはかなりコストがかかるということで、統合データベースにして、それぞれの業務領域に応じてアクセスできるデータの範囲を制限するという、基幹システムの統合データベース化というのをオープン化という表現の仕方をしているんですけども、そういうのが進み、本格的に進んでいるということが報告をされたりとか、例がたくさん出てくるのが2004年頃からです。

なので、自治体内では、既にデータベースとしては、基幹的なものは統合しているところがあるということですね。全部のところをやっているとは申し上げませんが、そういうことをしている自治体が、2004年ぐらいから報告が多く事例としてされるようになってきたということで、そのデータそのものは自治体内では、一定程度の標準化とか統合化というのが、事実上されてきているということになっているわけなんですよ。

2013年にマイナンバー制度ができて、これ以降、デジタル・ガバメントとかデジタル化ということが盛んに議論されるようになってくるということです。

その中で自治体の関係で言うと、2018年から総務省で自治体戦略2040構想研究会というものが、第1次報告・第2次報告というのをとりまとめてまして、2040年問題というのは、これも自治体関係者の方ですとよくご存じだと思うんですけども、団塊世代ジュニアが65歳を超えてくるのが2040年からということで、超高齢化社会に突入してしま

これまでのおおまかな流れ

2015年	マイナンバー法施行（個人番号附番）
2016年	行政機関個人情報保護法等改正（個人データ活用へ）
2016年	官民データ活用推進基本法制定
2017年	次世代医療基盤法制定
2017年	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
2017年	マイナポータルの開始
2018年	デジタル・ガバメント実行計画（初版）
2018年	マイナンバー制度の情報連携ネットワークの運用開始
2018年	総務省自治体戦略2040構想研究会第1次・第2次報告
2019年	総務省スマート自治体研究会報告書



うということに対して、従来の自治体の運営とか従来のような政策運営で、そもそもそういう超高齢化社会が乗り切れるかという問題があるということで、そこを2040年を目標に、それまでにどんな準備をするかとか何をやるかというような検討が、2018年頃から総務省の中では行われていて、1次報告・2次報告というのが2018年に出てきて、これを受けた形で2019年に、総務省スマート自治体研究会というものが報告を出しているんですね。

この2つはいろんなこと書かれているんですけど、もう既にこの中で自治体の情報システムの標準化というのは、1つの実施すべき項目ということで、あの提言の中に出されてきていたということがあります。

それで、実際にさっきのような研究会のようなどころだと政策として進まないんですけども、2020年に第32次地方制度調査会で2040年問題を念頭に置いた答申が出ていて、この中で情報システムの標準化というものの方針が明示をされて、それに基づいて、先ほどお話しした情報システムの標準化に関する法律が今回出てきているということになるわけなんです。その情報システムの標準化というものについては、総務省の中で検討は進められていて、2020年に住民記録システム標準

重点取組事項①	
重点取組事項	国の主な支援内容
① 自治体の情報システムの標準化・共通化 目標時期を2025年度とし、「仮称」Gov-Cloudの活用に向けた検討を踏まえ、自治体向け情報システムについて国の策定する標準仕様を準備したうえで導入を促す	自治体の主要なIT業務を担えるシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において作成【関係府省】 自治体の情報システムの標準化・共通化を本格的に推進するための法律案を2021年度国会に提出【関係府・内閣府】 国において「仮称」Gov-Cloudを構築【内閣府】 2020年度第3次補正予算において、クラウド活用を推進した標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援（国費10/10150億6千万円、2025年度まで）【総務省】
② マイナンバーカードの普及促進 2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体験を充実	個人番号カード交付率向上計画により、人口密度や窓口の増設などに資する標準仕様について実施【総務省】 2020年度第3次補正予算において、出張申請受付等による申請促進や臨時交付窓口等の交付体制のさらなる充実に対する支援を実施【国費10/3,250万円】【総務省】
③ 自治体の行政手続のオンライン化 2022年度末を目途として、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される事項(31事項)について、マイナンバーからマイナンバーカードを用いたオンライン申請を推進し (国費115千億円、国費111千億円、国費14千億円、国費10千億円、国費10千億円)【総務省】	マイナンバーと自治体との情報連携を促進【内閣府】 マイナンバーの活用【内閣府】 2020年度第3次補正予算において、子育て、介護等の手続について、マイナンバーと自治体との情報連携システムとの接続を支援【国費11/2,349,900万円、2022年度まで】【総務省】
④ 自治体のAI・RPAの利活用推進 「AI・RPA導入ガイドブック」を参考に、AIやRPAを導入・活用を推進	AI・RPA導入ガイドブックの策定【総務省】 AI・RPA等の活用を促進した業務プロセスの標準化を推進【自治体ネットワークプロジェクト事務局】【総務省】 「西暦」デジタル人材の確保・育成【総務省・内閣府】

総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」概要
https://www.soumu.go.jp/main_content/000727132.pdf

重点取組事項②	
重点取組事項	国の主な支援内容
① シーゴの推進 シーゴの導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、シーゴの導入・活用を推進 ② セキュリティ対策の推進 高度セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、「適切にセキュリティポリシーの取組を行い、セキュリティ対策を推進	テレワーク導入円滑化のためのセキュリティポリシーガイドラインの策定【総務省】 「GIGA-AT」によるテレワーク環境の整備【総務省】 テレワーク導入事例等の提供【総務省】 2020年にセキュリティポリシーガイドラインの改訂【総務省】 自治体の標準化・共通化を踏まえ、「3層の対策」の基本的見直しを目的としたセキュリティ対策のあり方の検討【総務省】 2020年度第3次補正予算において、高度セキュリティポリシーへの移行を支援【国費11/2,349,900万円、2022年度まで】【総務省】

【自治体DXの取組めとあわせて取り組むべき事項】

取組事項	国の主な支援内容
① 地域社会のデジタル化 デジタルによるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する	デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」200億円を計上(2021・2022年度)うち、道庁単位800億円程度、市町村分1,200億円程度【総務省】
② デジタルデバイド対策 「デジタル活用推進計画」の策定・進捗、NPOや地域おこし協力隊等地域の強い組織等を連携した地域団体に對する各種のデジタル活用支援	情報シニア等が主体となるデジタル活用支援員によって、オンラインによる情報支援サービスの利活用等に資する施設・相談等を支援【総務省】 【国費】デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」200億円を計上(2021・2022年度)うち、道庁単位800億円程度、市町村分1,200億円程度【総務省】

国費11/2,349,900万円、2022年度まで【総務省】

仕様書というものの最初のバージョンというものは、もう公表されているということになりますので、具体的な情報システムの標準化に向けた作業というものは進んできているということになるわけなんです。

これまでのおおまかな流れ	
2019年	デジタル手続法(行政手続オンライン化法の改正)制定。行政手続はオンライン手続を原則。デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ)
2020年	スーパーシティ法成立
2020年	第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」
2020年	IT新戦略「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」改定。1年以内の集中整備
2020年	総務省自治体システム等標準化検討会(住民記録システム等標準化検討会)「住民記録システム標準仕様書【第1.0版】」
2020年	デジタル・ガバメント実行計画改定
2021年	総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」策定

13

なので、その大きな流れで言うと、いろいろと制度改革とか制度改正とか法制定を通じて、今のデジタル改革を進める基本的な基盤みたいなものは、少しずつできてきたというふうには考えています。その中で最近出たのが、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画というものを総務省が策定をしていて、どんなことを重点取組事項としてやるかということなんかも、次に総務省の資料をそのまま引っ張ってきてますので、関心がある方はぜひご覧いただければと

大きな流れ

- 個人情報の効率的管理・利用のための制度整備（住基ネット→マイナンバー）
- 自治体に対しては基幹システムの統合データベースへの移行を促す
- 行政手続をオンライン化（国・自治体とも）から、行政サービスのプッシュ型をデジタルで行う（マイナポータル。個人の利便性を強調）→個別最適化
- 個人情報保護法制の整備を「個人情報の有用性」への配慮を条件に進める（→個人データ利用）
- DXによるデータ駆動型社会への転換を目指す



16

備を進めて、個人データの利用というものを進めようということで制度整備が進んできているということで、最終的にはDX（デジタル・トランスフォーメーション）によるデータ駆動型社会への転換を目指すというようなことを、大きな枠としては目指してきたというふうに言えるかなと思います。

デジタル化による利便性の陰で我々が失っているもの

思います。

基本的に予算措置なども含めてやっていきますので、抽象的な計画というよりも、一応その予算をとった上でこういうことやるつもりでいますよというようなことなんかもありますということです。

大きな流れとしては、個人情報の効率的管理・利用のための制度整備というのは、住基ネット→マイナンバーという流れでできてきたということですね。自治体に対しては、その効率的な管理・利用ということも含めて、基幹システムの統合データベースへの移行を促してきたという経緯が国側としてはあるということです。

それから、行政手続のオンライン化というのを自治体・国ともに進めてきたということで、その手続きはオンラインでできますということから、あなたが使える行政サービスとか申請はこういうものですよというプッシュ型をデジタルで行うということで、マイナンバー制度の中でできてくるマイナポータルというもので、そういうふうに必要なものが個別最適化されて分かるようになりますよということで、個人の利便性を強調するという流れがマイナンバー制度の中で明確になってきたということです。

個人情報保護法制を整備することによって、個人情報の有用性への配慮を条件に個人情報を守りますという、そういう法制を、ちょっと後で話しますがでも整

ただ、デジタル改革そのものは、先ほど冒頭でもお話がありましたとおり、絶対に嫌だという人もいると思うんですけども、多くの場合は、いや、必要だよなと思いつつも、何かもやもやしているというところがあるというのが印象かなと思います。デジタル改革に関しては、今必要かどうかとか、今の私たちがいいと思うかどうかというよりも、2040年問題というのは否が応でも来る問題ということで考えると、そのデジタル技術を使わないという選択肢は、おそらくもうないんだというふうに考えるべきだと思うんですね。

なので、必要性も分かるし、民間のサービスの利用に多くの人が慣れてきていると、慣れているということで考えると、民間はこれができるのに何で行政これできないんだっていう話は、おそらく声としては強くなってくるだろうというふう

そして多くの人がもやもやしているのは…

- 個人情報やデジタル技術の利用推進による利便性の向上が強調されるばかりで、負の影響への対応をどう行っているのかがよくわからない
- 便利になることと引き換えに何かを失っているのかも？
- 個人情報やデジタル技術の利用推進による利便性を強調されても、社会政策が良くなるとは思えない
- デジタル改革が進んでも、別に年金の金額が増えるわけではないし、定額給付金が給付されるようになるわけでもない



17

は思われるんですけども、一方で、例えばマイナンバーカードというのは、今普及率30%を超えていますけれども、マイナポイントというキャッシュレス決済とマイナンバーカードを使った連携を1つのキャッシュレス決済とすると、最大5,000ポイント、5,000円のキャッシュバックがあるというキャンペーンをして、マイナンバーカードの普及を政府は目指して、それによって確かにマイナンバーカードの発行は増えたんですけども、それでも30%ちょっとの人しかカードを持たないというのは、結構単にお金の問題じゃないとか、経済的利益の問題だけじゃないってところがあるのかなと思うんですよね。

やっぱりいろんな方とお話をしていて思うのは、個人情報やデジタル技術の利用推進による利便性の向上が強調されると。こんなにいいことが起こりますよということを強調される一方で、その負の影響への対応をどう行っているのかというのが実はよく分からない。利便性の向上だけを強調しても、いろんな技術を使ったりとか、新たなシステムを使うことによって負の影響というのはあるだろうと。そこに対してどういう手当をしているのかとか、どう対応しているのかということが実はよく分からなくなっている。

個人情報を守りますよとか、適切にセキュリティ対策を行って、適切な運営がされますよというふうに言われても、その負の影響に対してどういう評価をした上で、何をしているのかというのが実はよく分からないというところがあります。特に情報システムに関しては、あとデジタル技術とかに関しては、やはり技術的なこととか詳細が分かる人というのは社会に少数しかいないということで、多くの場合はよく分からないけれども、政府が言っていることを信用できるかどうかというところでおそらく評価が分かれてくるという、そういうレベルの問題であると思うんですよね。

なので、便利になることと引き替えに、何かを失っているかもしれないということを思うわけです。行政機関関係ないですけども、おそらく皆さん、よくお聞きになると思いますよ。GAFAっていうプラットフォーム事業者がいます。GoogleとかApple、それからFacebookとか、そういう



ところですね。ああいうところは無料でプラットフォーム自体は使えるわけです。アカウントをつくったりとか、基本的なサービスは利用できるんですけども、そのサービスを利用するプロセスで、私たちの基本的な、例えばオンライン上の行動がトラッキングをされて、個人情報として大量集積をされて、それをもとに巨大な収益を彼らは生み出すという構造になるわけですね。

例えばGoogleとかFacebookみたいなものも大変便利ですし、一度使うとなかなかやめられないという意味での利便性とか楽しさがある一方で、いろんなネガティブなインパクトも、社会にもたらしているということは多くの人がもう知ってるわけですよ。なので、利便性とか楽しさというものだけが強調されても、実際にはそれだけで済まないということは、これは多くの人は理解をしている状況にあるというふうに考えていいだろうと思います。

ですので、そのGAFAと同じことが公的機関でできるかどうかということはちょっとまた別問題にしても、デジタル技術とか個人情報の利用推進ということによる利便性の強調というものが、そんなに説得力を持っていない可能性はあるということは考える必要があるかなと思っています。

それと、個人情報やデジタル技術の利用推進による利便性を強調されても、社会政策が良くなるとは思えないとなるわけですね。端的に言うと、別に個人情報やデジタル技術の利用は推進して便利になったからといって、年金の金額が増えるとか、年金の支給開始年齢が引き下がるとか、そういうことはないわけです。

あとは新型コロナの問題に関しても、定額給付金は給付が決まった後のデリバリーの部分ですね、それを配付していく。実際に支給をしていくという場面では、デジタル技術というのは、一定の貢献はするだろうというふうには考えられるんですけども、定額給付金そのものが勝手に決まって配られてくるってわけではないわけですね。あくまでも定額給付金とか年金については、別の政策判断とかがあった上で、それを執行する場面では、個人情報デジタル技術というものは、一定の役割を果たすだろうということになるわけなんです。

言い替えると、効率的に情報が管理されるようになると、逆に政策がいい方向に転がるとは限らないと。より効率的にいかにかコストをかけずにいくとか、あるいはどこを削れるかという議論に転換していく可能性も当然あるわけなんです。なので、デジタル技術の利用とかデジタル改革という中身というのは、その社会保障とか福祉政策に関して、その政策を良くするということとリンクをしているわけでは必ずしもないと。

逆に削り込まれる理由になりかねるとということもあるわけなので、実際の社会政策の部分の質を上げていかないと、実際にはこの技術の利用とか個人情報の統一的な利用というものは、おそらく私たちが期待しているものと別の問題というか、別の状況を生み出してしまう可能性があるということがあるということですね。なので、心配なんだけども必要だと思うけども、でもやっぱり心配だよなっていうもやもやした感じは、多くの人が持っているかなというふうに思います。

デジタル社会の目指す社会像

それで、政府はデジタル社会で何を目指すとしているかと言うと、目指す社会像としては、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができる社会を目指すということです。ですので、「一人ひとりのニーズに合ったサービス」という

デジタル社会で何を指す？

- 目指す社会像
 - 「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」をポストコロナの新しい社会として提示
2020年12月の閣議決定「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」
 - 「一人ひとりのニーズに合ったサービス」とは一人ひとりの状況がよく把握・管理・集積され、効率的に利用されている状態
 - 行政サービスの提供に限定してデジタルの活用をすれば利便性、それ以外の目的に拡充されると、個人の監視が容易になる



18

のは、一人ひとりの状況がよく把握・管理・集積されている状態ということであるのと、一人ひとりの状況に関する個人情報が効率的に利用されている状態ということになるわけなんです。

もちろん今、デジタル技術を使わなくてもそれぞれの住民の人が必要な支援とかが得られるように、それぞれに合った、それぞれのニーズに合ったサービスとか支援を提供するということは実際やってるわけですけども、それをデジタル技術を使って効率的に行うということになると、それは本人のニーズから出発するというよりも、その人がどういう状態かということ把握・管理した上で、あなたはこういうものが対象ですってプッシュ型のサービスに転換をしていくということですよ。なので、よく個人情報が把握・管理・集積をされている状態ということが、この一人ひとりのニーズに合ったサービスの前提にあるというわけなんです。

それで、その一人ひとりの状況がよく把握されている、管理されているという状態は、例えば行政サービスに限定した範囲で利用されていけば、大変便利ですとか個人の権利を強化することになるわけですけども、目的が変わると、一人ひとりの状況がよく把握・管理されているということは、個人を追跡・管理することも監視することも容易になるということになりますので、最終的にはやはりどういう目的で技術を使うのかとか、個人情報を使うのかということが非常に重要なポイントになってくるということになるわけな

デジタル技術と個人情報

- デジタル技術の利用は進めるべきではない？
- デジタル技術活用は行政でも進むが（不可避）、進め方とどう使うかが課題
- デジタル技術は手段。行政サービス等で使うデジタル技術と監視技術の差異は利用する「目的」の違い。個人情報も同じで、利用目的で利用・提供を制限することで、監視にもなるし個人の権利保障にもなる
- 重要なのは、「利用目的」を民主的に統制できるか



19

んです。

ですので、デジタル技術と個人情報ということ言うと、デジタル技術の利用は不可避であるということ、問題は進め方とどう使うかということが大きな課題だというふうに考える必要があるということです。デジタル技術というのは、これあくまでも手段なんですよ。技術そのものは、行政サービスで使うものと監視活動、大量監視活動で使うものというのは、技術的にはそんなに大きな違いがあるというわけではないと思うんですね。ですので、その際というのは、技術をどういう目的で利用するかという目的の違いによって、その意味とか効果とか、私たちに与える影響が変わってくるということになるだろうと思います。

これは実は個人情報も同じなんですね。例えば利用者サービスによって使う個人情報も監視活動で使う個人情報も、同じ個人情報が両方で使えるということになるんですよ。ですので、個人情報も実は利用目的で利用・提供を制限することで、実は取り扱いが絞られているということに依存して制度が成り立っているということなんです。なので、その利用目的が変わることによって、監視活動にもなるし個人の権利保障にもなるという側面があるという意味で、デジタル技術と個人情報というのはいずれもどのような目的でそれを使うのかということと、その目的を民主的に統制できるかということが、大き

なポイントになってくるだろうというふうに考えています。

整備法による自治体の個人情報保護制度への影響

それで整備法という話に少し入っていきたくはありますが、デジタル改革関連法の中に入っている法律で、その整備法の中に個人情報保護法の抜本改正というものが含まれているということなんです。

整備法自体は新たな法律の制定とかあるいは改正が行われることによって、条文のずれとか、そういうものの跳ね返り改正のようなものをするための内容というのが主たる内容になってるんですけども、今回の整備法は、個人情報保護法の抜本改正というのが含まれていましたということです。

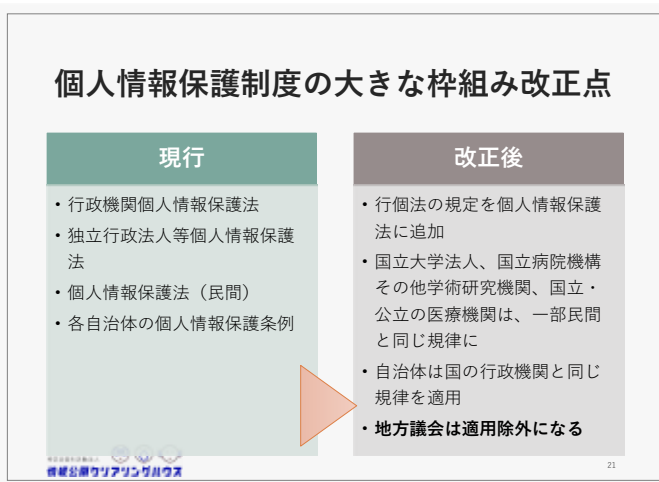
新旧対照表でいうと600ページ以上あるんですけども、そのうちの3分の1くらいが実は個人情報保護法の抜本改正の内容なんですね。改正内容というのが、これが自治体にかかなり大きな影響がありまして、自治体を含む個人情報保護法制の一元化というものをしています。ですので、今自治体ごとに個人情報保護条例というものがありますけれども、これ自体が平井大臣の国会での答弁によると、リセットされるという言い方をされました。今の自治体の個人情報保護条例が事実上

整備法

- 他のデジタル改革関連法による関係法令の整理のための改正と政策的法改正の両方を含む
- 政策的法改正の主要なものが、**個人情報保護法の抜本改正**（整備法新旧対照表600ページ以上あるが、1/3くらいを占めている）
- 改正は、自治体を含む個人情報保護法制の一元化。主眼は…
 - 自治体ごとに異なる個人情報保護に関する規制の一元化
 - 個人情報の匿名加工化による官民での利活用を進めること（官民データ活用推進基本法）



20



の廃止になって、一元化された法制の内容に合わせた条例につくり替えられていくということが、この先起こるだろうということです。

ですので、主眼は、その自治体ごとに異なる個人情報保護に関する規制を一元化するということが、あとでちょっと時間があったら触れようと思いますけども、個人情報匿名加工という基本的に誰かを識別できない形でデータを加工して、事業者も利用できるようにするという仕組みがあるんですけども、これは自治体が個人情報保護条例で具体的な規定を設けないと実はできないんですけども、自治体がこの間、国が旗を振ってもあまり条例改正をしなかったという経緯があるんですね。なので、一元化をすることによって個人データの利活用が進めやすいということで、この一元化ということが今回実行されることになったということです。

大きな枠組み改正としては、現在は法律制度が複数に分かれているということで、国だと行政機関個人情報保護法という国の行政機関を対象にした法律があり、独立行政法人等個人情報保護法は、独立行政法人とか一部の特殊法人ですね、独立行政法人の中には国立大学とか国立病院機構とか、そういったものが含まれているということになります。

それ以外のものについては、民間対象

の個人情報保護法というものでカバーをされているということになります。そして、自治体ごとに個人情報保護条例が制定をされているという状況から、改正後は、個人情報保護法って民間対象の法律に行政機関個人情報保護法の規定を追加をするという形で、一緒にまとめたということになるんですね。それと国立大学法人とか病院とかそういったものは、公的な機関に課される個人情報取り扱いに関する規制ではなくて、一部を除いて民間と同じ規律にしますということになりました。そして自治体は、国の法律、国の

行政機関個人情報保護法の規定と同じ規律を適用しますという改正になったということです。

実はこの改正によって、地方議会が適用除外になっちゃったという問題はあるんですね。自治体の個人情報保護条例ですと、地方議会が適用対象

大きな枠組み改正での変更

- 改正法は、前半が民間対象の規制、後半が行政機関等の規制を規定
- 「行政機関等」を「行政機関」「独立行政法人等（学術研究機関等を除く）」「地方公共団体」（議会は除かれている）と定義し、自治体を対象
- 「行政機関等」の個人情報の取扱いについて、行政機関個人情報保護法の規制と同じものを適用する構造で、**事実上の規制緩和**

22

条例、行個法、改正法の比較

	条例	行個法	改正法
個人情報の定義	他の情報と照合	他の情報と照合	他の情報と容易に照合
実施機関に議会	○	×	×
直接収集の原則	○	×	×
センシティブ情報の原則収集禁止	○	×	×
適正収集義務	○	×	○
利用目的の明示	△	書面からの直接収集時	書面からの直接収集時
オンライン結合原則禁止	○	×	×

*条例は比較的規制のしっかりしているものを想定。自治体条例ごとに異なることに注意

23

条例、行個法、改正法の比較

	条例	行個法	改正法
不適正利用禁止	×	×	○
外国の第三者提供制限	×	×	○
漏えい等報告義務	×	×	○
個人情報ファイル保有事前通知	○（個人情報取扱業務登録等）	○	×
個人情報ファイル簿作成・公表	人数制限なし	1000人	1000人？
開示請求（権）	本人・法定代理・	本人・法定代理	本人・法定代理・任意代理
決定期限	15日	30日	30日

情報公開・情報活用推進機構
情報公開・情報活用推進機構

24

自治体も含まれるというふうに読んでいただくということになります。それで、なぜこれが自治体に影響が大きいかというと、国の行政機関と同じ規律を適用するという構造になっているので、事実上の規制緩和になってしまったということなんです。

それで、その条例と行政機関個人情報保護法と改正法の比較ということで少し整理をしたものがあって、ただし、実際の条例は比較的規制の厳しいところを前提にしていますので、そうじゃないところもたくさんありますというふうに読んでいただく必要があるんですけども、見ていただくと、条例にはあって行政機関個人情報保護法にはなくて、改正法にもないものというものが、結構あるということが分かっていただけるかなと思います。あとルートが少し違いますよということなんかもいろいろあるということです。ですので、これはちょっと後で関心がある方はご覧いただければと思います。

条例、行個法、改正法の比較

	条例	行個法	改正法
訂正請求*	自己情報	開示請求により開示された保有個人情報にのみ可能	
利用停止請求*	自己情報		
開示請求手数料	×	○（300円）	○
仮名加工情報	×	×	○
行政機関等匿名加工情報の定義	×	非識別加工	○
行政機関等匿名加工情報の提案募集	×	○	都道府県・政令市は義務、他は任意
審査会の設置	○	○	○
審議会の設置	○	×	（個人情報保護委員会）

情報公開・情報活用推進機構

*は行個法と同じ自治体も多い

25

になっているものが多いんですね。なんですけども、国の場合は国会を対象にしてないわけなんです。なので、法律が国会が入ってないということのとばっちりを受けて、地方議会も除外されちゃったということになりますので、議会が対象外になるという大きな枠組み改正というのが行われるということです。

その法律自体は、実は185条ぐらいありまして、すごい長い法律になっちゃったんです。ですので、法律そのものを見たいという方は、前半は民間対象の規制、後半が行政機関等の規制になっていますので、後半のほうを見ていただくといいと思います。それと「行政機関等」という言葉の中に、「行政機関」と「独立行政法人等」と「地方公共団体」を含むというふうに定義をしていますので、「行政機関等」と書かれているものは全部自

国と自治体の個人情報保護に対する考え方

それで、何が変わるかということで、それぞれの規定の問題もあるんですけども、そもそもの考

個人情報保護に対する考え方の違い

自治体条例

- ・ 個人情報保護（プライバシー）を人権的観点から保護することを制度目的としているものがある
- ・ 行政サービスや市民生活を支える業務を直接実施・提供している

国の法制

- ・ 個人情報の有用性に配慮した範囲で個人情報の権利利益を保護するという考え方
- ・ 市民生活に関する個人情報を国の行政機関はほとんど扱っていない

情報公開・情報活用推進機構
情報公開・情報活用推進機構

26

え方の違いみたいなものはもともとあるんですね。特に自治体の場合は自治体ごとに異なりますので、みんな同じように論じることはできないんですけども、個人情報保護を早くから条例化をしていたりとか、あとは目の前にいる住民の個人情報を、どういうふうに取り扱うことが自治体の信頼性を確保することになるのかというようなことを、重視している自治体の条例のつくり方というのは、基本的にはその個人情報保護を人権的観点から制度目的としているということなんです。

ですので、その人権的な問題として、個人情報とかプライバシーの問題というのを捉えているということが、制度目的上明確になっているということとか、あと自治体の場合は、どうしても行政サービスを市民生活を支える業務を直接実施、提供しているというところがありますので、目の前にいる住民に対してどうするかということとか、あと何かあったときに直接的にいろんな苦情が来たりとか、あとは地域政治で問題になったりということにもなるわけですので、そういった観点からやや個人情報の取り扱いについては、慎重であったりというところはあるんですね。

一方、国の法制は、個人情報の有用性に配慮した範囲で個人情報の権利、すいません、これ個人の権利ですね、個人の権利を保護するという考え方になっているということなんです。あくまでも有用性に配慮してくださいということが大前提なんですね。これが一元化された法律でも、この考え方、制度目的を維持した上で、実は法改正された中に実際は包摂されていくということになるわけなんです。

国の場合は、市民生活に関する個人情報を国の行政機関は、ほとんど扱ってないというところがあるんですね。直接行政サービスとか市民生活を支える業務を行っていないというところがありますので、実は住民の今の情報をほとんど持っていないということにはなるわけなんです。

一方で、自治体の場合は住民の今の状況を示す個人情報を持っているということになりますので、実際に扱ってる個人情報の種類とか質も大分異なるということがあって、それが制度の目的とか趣旨にかなり反映されてきたということがあるんですね。ですので、これが国のほうに全部合わせるということになってしまうということなんです。

自治体を手放す直接収集の原則とセンシティブ情報の収集禁止原則

自治体への影響ということで言うと、いろんなことが変わるんですけども、結果として2つの原則がなくなるということです。1つが、本人からの直接収集の原則というものと、センシティブ情報の収集禁止原則というものになります。

それで個人情報については、保有（収集）制限

自治体への影響

- 個人情報保護条例が「リセット」（事実上廃止）と政府答弁。法に一元化
- 結果として2つの原則がなくなる

本人からの直接収集原則

センシティブ情報の収集禁止原則



27

個人情報の保有（収集）制限

- 個人情報の保有（収集）に当たっては
 1. 所掌事務事業の遂行に必要な限度で利用目的を特定する義務（改正法61条1項）
 2. 利用目的の達成に必要な限度を超えて保有（収集）することを禁止（同条2項）
 3. 適正取得義務（同64条。改正法で新規追加）

1～3はおおむね自治体条例と同じ



28

ということの一般ルール自体は、自治体も国も共通して持ってるんです。その個人情報の収集（保有）に当たっては、所掌事務事業の遂行に必要な限度で利用目的を特定しなさいと。要は、自治体とか行政機関というのはその所掌事務っていうのが決まっていますので、その遂行に必要な限度で利用目的を特定した上で、個人情報を集めなさいということです。それと利用目的の達成に必要な限度を超えて保有してはいけませんということと、適正な手段でそれを収集・取得をしてくださいということの3点というのは、これは共通してあるということになるんです。

言い替えると、ついでに必要なだったと思うものを集めたりとか、そんなことだめですよとか、業務に必要な限度を超えて集めた場合は違法ですよということになるんですね。国でかつて問題になったものということと言うと、防衛庁時代、情報公開請求者をリスト化していた事件というのがありますが、何をしたかと言うと、その文書に対して情報公開請求した人がどういう人かということ、出版されている、刊行されている雑誌とか本とか、あとはインターネット上で検索して分かる範囲で情報収集して、この請求者はこういう人であるとか、例えば市民オンブズマン系であるとか、あとは何か元反戦自衛官であるとか、そういうことを情報公開請求用の管理しているリストがあるんですけども、そこから請求者情報を抜き出して、そういう公表されている情報から収集した情報を追加をして、内部で共有したという問題があったんですけども。

これは情報公開請求に必要な限度での個人情報の取り扱いというのは、連絡先情報が分かればいいというものなんですね。誰がどういう目的で請求したかということによって、公開・非公開の判断変わりませんし、文書の特定をする範囲も変わらないので、どういう人であるかということとかは、所掌事務の遂行に必要な限度ではないわけなんです。利用目的も特定されてない状態なんですね。所掌事務の遂行に必要な範囲での利用目的というものがないので、ああいうものは公表情報か

追加的な条例の収集制限

○一般的な個人情報の保有（収集）制限に加えて、自治体条例には標準的に以下の収集制限がある

①本人からの直接収集の原則

個人情報を本人から直接収集することで本人が収集を知っていることを原則としている

②センシティブ情報の原則収集禁止

思想・信条、人種、社会的身分、犯歴、犯罪被害、病歴等は通常他人に知られたくない高度なプライバシーであるため、収集そのものが人権侵害に該当するという考え



29

ら収集はしてるんですけども、必要な限度を超えて収集しているということで、違法ということになるということなんです。

なので、この保有（収集）制限というのは、そもそもそういうものとして存在をされていて、この先も同じなんです。なんですけども、自治体の場合はそうした収集制限に加えて、本人から直接集めてくださいという原則があって、本人から直接収集することで、本人が収集されていることを知りうるということを原則としているということなんです。

それと、その一般的な収集制限に加えて、センシティブ情報は原則収集してはいけませんという仕組みにしてきたということですね。そのセンシティブ情報というのは、思想・信条とか人種とか社会的身分とか犯歴とか、こういったものについて、通常他人には知られたくない高度なプライバシーであるということなので、収集そのものが人権侵害に該当するという考え方から、一般的なほかの個人情報と同じような基準で集めてはいけませんというふうに、自治体はしてきたということになるんですね。

これについては一元化されると、法律は要配慮個人情報という定義は持っていて、自治体は今、一般的なセンシティブ情報というのは通称なんですけども、ほぼセンシティブ情報と要配慮個人情報の範囲というのは被るんですね。自治体の場合は、内心の自由にかかわる問題と、あと差別につながる社会的要因についてセンシティブ情報

センシティブ情報（要配慮個人情報）

センシティブ情報	要配慮個人情報（法）
<ul style="list-style-type: none">思想、信条、宗教その他内心の自由を侵害する原因となるおそれのある個人情報（内心の自由）人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（社会的要因）	<ul style="list-style-type: none">本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報政令では「心身機能の障害、健康診断その他検査結果、保健指導、診療・調剤情報、刑事事件手続が行われたこと、少年保護事件に関する手続が行われたこと」など

センシティブ情報の原則収集禁止

- 原則収集禁止とする趣旨は…
 - 通常他人に知られたいくないプライバシーなので収集すること自体が人権侵害に当たるおそれがある
 - 行政機関としてセンシティブ情報を収集する＝その情報の利用目的が設定され、何らかの業務が行われることになるので、社会的差別の原因になる
- 他の個人情報と分けて特に制限を設けている

改正法での要配慮個人情報の扱い

- 要配慮個人情報は他の個人情報と同じように保有することができる（特に保有に当たっての制限はない）⇨民間に対しては本人同意による収集を義務付け
- ただし「取扱いに特に配慮が必要なもの」とは定義される（2条3項）
- 個人情報ファイル簿に当該ファイルに要配慮個人情報が含まれることを記載する義務がある（例外あり）
- 自治体の要配慮個人情報の扱いも同様になる

うことなんですね。

そのセンシティブ情報についての原則収集禁止というのは、先ほど申し上げたとおり、通常他人に知られたいくないプライバシーにあたるということで、人権侵害に当たるおそれがあるということと、あと行政機関としてセンシティブ情報を収集するという事は、その事務事業上何かの目的でそれが利用されるということになるわけなんですよ。

なので、センシティブ情報に該当するようなものをもとに業務を行うということは、社会的差別の原因になり得ることなので、特に制限を設けて、どうしてもやむを得ない場合だけ集めましょうという仕組みにしてきたということになるわけなんです。

じゃあ改正法でこれどうなるかということ、基本的に収集禁止原則というのはなくなるんですね。なので、そのほかの個人情報と同じような基準で一応保有ができるということになって、特に保有に当たっての制限がなくなるということなんですよ。定義上は特に配慮が必要なものというふうには書かれているんですけども、取り扱いについての制限というのがないということになるんです。

改正法により 要配慮個人情報の取り扱いは

じゃあ何で要配慮個人情報という定義が国の法律で設けられているかというと、どういう個人情報ファイルを保有してま

すよということ自体は、今の自治体にも登録をして公表する仕組みってあるんですけど、国にも同じような仕組みがあるんですね。登録して公表するファイル簿っていう簿冊に、要配慮個人情報がこのファイルに含まれてますよということ自体を、記載をするということは義務づけられるというだけなんです。

として収集を原則禁止するとしています。

要配慮個人情報も似たような範囲をカバーしていて、場合によってはこちらのほうが広いということもあるということなので、その定義そのものは法律になっても、一元化された後も実は残るんですけども、この取り扱いがかなり違うとい

要配慮個人情報定義を条例で追加は想定

- 「条例要配慮個人情報」（60条5項）
 - 要配慮個人情報に加え、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」を含むことができる
 - 具体的には被差別部落問題（一定の地域の出身情報）、生活保護の受給などを想定



33

なので、要配慮個人情報を含む業務を行っているかどうかということは、登録はされて確認はできるんですけども、取り扱いについての制限はないということになって、自治体はこれと同じになってしまうということになるわけなんです。

では、自治体に対しては、国と異なって行政サービスを直接行っているというところもあるので、その条例で定義の追加をしてもいいですよということになっているということで、具体的には一定の地域の出身情報として、例えば、被差別部落問題を対応している自治体に関しては、そういったものも要配慮個人情報に加えていいですよとか、あとは生活保護の受給などを要配慮個人情報に追加していいですよということで、そういったものを定義を加えてもいいということになっているんですが、あくまでもこれは収集の制限を特別に行うというものではないので、実際にはこれによって、センシティブ情報の収集が大きく広がるということが直ちに起こるとは言えませんし、そうは思いたくないんですけども。

ただし、集めるときにこれまで集めてはいけないという前提で、収集をどうするかということを考えなきゃいけなかったものが、そういう制限がなくなってしまうということは、やや自治体の業務を考えると懸念材料ということでもあります。

それから、個人情報というのは「利用目的」に縛られるというのが基本ですの

で、目的外での利用とか目的外で外部提供をするということは原則禁止をされているということで、これ自体は個人情報保護法制の根幹にかかわる部分なので、官民間問わず、自治体と国を問わずに基本的には同じ構造なんです。

ただし、例外的に外部提供とか目的外利用ができますよということも定められています。どんな場合かと言うと、本人同意とか本人に提供するような場合とか、法令等に定めがあって、目的外利用とか外部提供する場合とか、あとは緊急時でやむを得ないときで、例えば救急搬送さ

れてますとか災害が起こりましたっていうときに、本人に同意をとることもできないとか、法令等も明確な根拠がないというときには、目的外利用とか外部提供をすること自体、本人の利益になるという考え方でできるということになってるんですね。

この場合というのは、本人の同意があるとか、法令等の定めがあるということとか、緊急時という何か大きな公益性がある場合ということで、その行政の裁量ではなくて、一定の明確な民主的な基準があるという場合について、目的外外部提供ができるという規定がまず一類型としてあります。

もう1つが、学術研究とか統計目的での提供で、「特別の理由」があるということで、要は目的に照らして特別な理由があるときはできますよということですよ。

目的外利用・外部提供の原則禁止

- 個人情報は「利用目的」に縛られているので、目的外利用・外部提供は原則禁止（改正法も共通）
- ただし、目的外での利用・外部提供が可能な場合もある
 - 本人同意・本人への提供、法令等の定め、緊急時でやむを得ないとき
 - 学術研究・統計目的での提供で「特別の理由」があるとき
 - 行政機関の事務事業遂行上の必要性で「相当の理由」があるとき
 - 行政機関としての必要性によって行うので、「相当の理由」の判断が拡大しないよう、審議会の意見を聴くという条件を付けている条例も相当数ある



34

3つ目が、行政機関の事務事業遂行上の必要性で「相当の理由」があるという場合なんですね。自治体がこの行政機関の事務事業上の都合で、目的外利用・外部提供するということを、自治体とか行政機関として判断をすると、目的外利用・外部提供したい人が判断をすることで、その裁量が拡大するんじゃないかということが、制度をつくる過程で大変懸念をされたということがあるんですね。

「相当の理由」って一応言葉で縛ってはいらなくても、相当の理由に当たるかどうかという判断自体は、目的外利用・外部提供をしたいと思っている側ということになると、その判断をどうやって裁量を減らすかということが問題になってきて、自治体の場合は、審議会の意見を聴くという条件を付けている条例も相当数あります。

出先機関の審議会を設けて、行政機関の事務事業上の都合で目的外利用・外部提供するときは、あらかじめこういうことで目的外利用をしたいとか、外部提供したいけどもいいですかということで、意見を聞いた上で、よいですというふうな結論になれば行えますよという仕組みにしている自治体の条例というのがかなりの数あるということなんです。これはその行政機関の裁量を拡大しないようにするというのと、審議会というものを通じて、一定の民主的な統制のもとに置くという考え方で、こういう仕組みが出てきたということがあるんです。

自治体の審議会のチェック機能

主たる審議会というのは、さまざまな名称で設置されていますので自治体ごとに異なるんですけども、実際の役割はさまざまで、例えば東京都なんかでも設けているんですけども、運用報告を受けたりとか、条例改正に意見を聞かれるだけとか、そういう審議会もあります。

それ以外に実質的な役割を果たしているところ

自治体の審議会

- 情報公開・個人情報保護審議会といった名称で、審議会を設置していることが多い
- 審議会の役割はさまざま
 - 運用報告を受けたり、条例改正に意見を聞かれるだけの審議会もある（例えば東京都）
 - 個人情報の例外的取扱いについてのチェック機能を果たしている審議会もある
 - 本人外収集、センシティブ情報の収集、目的外利用・外部提供、オンライン結合
 - 加えて、さまざまな報告を受けている場合がある（新たな個人情報取扱事務開始の報告、外部委託の報告、審議会を経ずに行った外部提供など）

情報公開・個人情報保護審議会

35

でいうと、さっき言った目的外利用・外部提供のようなことを例外的に行う場合のチェック機能を果たしていくという審議会もあります。

例えば1つなくなる原則として申し上げた本人からの直接収集原則というの、本人以外から収集できるという場合も実は条例に規定をされています。これも行政機関が裁量的に行う場合については、事前に審議会の意見を聞くという仕組みを設けているとか、センシティブ情報も原則収集禁止になってますけど、やはり例外があって、法令等の定めがある場合というのは、法令上の規定なのでいいんですけども、それ以外に、行政機関としてやむを得ないよねというふうに考えて収集するような場合は、やはり審議会の意見をあらかじめ聞くという仕組みを設けて、裁量が広がらないようにするというようなことをしてきたということがあるんです。これは個別の案件についてチェック機能を個別に果たすということ、審議会ができていたということです。

それ以外に、さまざまな報告を受けている場合があるということで、新たな個人情報を取り扱う事務を開始するときとか、個人情報ファイルを新たに保有するときは、登録をする仕組みがあるんですけども、それとは別に報告をするということをしていたりとか、外部委託をしたときには報告をするとか、そういった報告をすることによって、どのような例外的な取り扱いなどを行っているとか、どのような個人情報の取り扱いをしているかということが、審議会によって一応確認がされ

審議会の果たしている役割は？

- 個人情報の例外的な取扱いを行う場合のうち、行政機関の事務事業上の必要性（相当の理由）で行う場合に、裁量的に拡大しないようにチェックする役割（民主的な統制）
- 自分の個人情報の取扱われ方を個人がチェックするのは困難。審議会が妥当性を検討することで、一人一人が頑張らなくても一定の妥当性が維持される
- 審議会に意見を聞くことで、情報公開の機会にもなっている



36

改正法での審議会等の扱い

- 改正法129条に規定がある
「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、**個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる**」

※第3章第3節とは、自治体の行う個人情報保護に関する措置を講ずる義務、区域内事業者への支援及び苦情処理のあっせん等に関する努力義務規定



37

今後の審議会等の役割

- そもそも、本人からの直接収集原則、センシティブ情報の原則収集禁止、オンライン結合の原則禁止が改正法にないので、事前チェックすべき対象がない
- 目的外利用・外部提供については、個人情報保護委員会の策定したガイドライン等が示され、それに基づき運用（審議会が個別に意見を述べることは想定していない）
- 想定されるのは、**ガイドライン等が示していない定型的事例について意見を聴くこと**など



38

るという仕組みにしてきたということがあるんです。

なので、審議会はその役割次第なんですけども、かなり実質的なチェック機能を果たしてきたという側面も実はあります。私自身も審議会の委員をやっていて、こういう個別チェックにかかわって

きてるんですけども、審議会が果たしている役割というのは結構重要だと思っていまして、行政裁量を拡大しないようにチェックする役割ということで、民主的な統制という役割がありますよという話をしたことに加えて、一人ひとりが自分の個人情報の取り扱われ方を全部逐一チェックしていくというのは、これは事実上不可能に近いことですので、特に行政が裁量的に行う例外的なものを審議会が妥当性を検討することで、一人ひとりが自分の個人情報をどう取り扱われているかということを頑張ってチェックしなくても、一定の妥当性が維持されるというところがあるんです。

あと、審議会に意見を聞くことで、情報公開の機会にも実はなっています。審議会というのは、基本的に会議公開で行っていることがほとんどで、例外的な取扱いをするために、どんな業務で、例えば目的外利用をしたいのかとか、外部提供をしたいのかということ資料にまとめて、かつ審議会に来て説明をすることをするわけなんですね。なので、審議会を通じて、どんなものを例外的な扱いにしようとしているのかという、詳しい情報が情報公開されてくるところがあって、なので、逐一調べなくても、審議会でも何を審査したのかとか審議をしたのかということ振り返っていただくだけで、ある程度、行政が裁量的に行った個人情報の例外的取扱いというのが確認ができる。どんな内容だったのかというも、資料を通じて公開がされるという仕組みに実はなってきたということなんです。

一元化された法律では、審議会等の扱いというのは、一応設置をすること自体は否定はしていないんです。なんですけれども、どちらかと言うと、設置そのものは否定はしていないんだけど、これまでと同じような役割を果たすことは想定してないということなんです。一部そもそも規

定がなくなるので、事前にチェックすべき対象がなくなるというものもあるんですけども、例えば目的外利用・外部提供ということについて言うと、行政が裁量的に行う場合も、今度は国の個人情報保護委員会というものが上に座ることになりますので、個人情報保護委員会の策定したガイドライン等に基づいて運用してくださいということなんです。

なので、個別に意見を審議会が述べたりとかチェックをするということは、基本的には想定してないんです。国が示したガイドラインに従ってやってくださいねということになっていて、審議会が何ができるかということと言うと、国が示したガイドラインが示してないようなもので、自治体独自に定型的に行う事例については、どういう取り扱いにするかという自治体独自のガイドラインをつくるために、意見を聴くということなどを想定しているということなので、これまで果たして

きたような民主的統制みたいなものは、審議会を通じて行うということは、今国が出しているさまざまな資料とか報告を見る限りは、想定をしてないということになるんです。

結果的に、国と自治体の関係というのは、国の個人情報保護委員会というものは、自治体に対する指導・監督機関にもなるということなんです。ただ、個人情報保護委員会って国に1つしかなくて、すごい巨大な組織では全くないので、すべての自治体を丁寧にチェックするとか見るということは、事実上できないと思うんですね。なので、都道府県などに一部委任される可能性などはあるのかなということと、あと、日常的な個人情報の取り扱いについて監視・監督を具体的に行うわけではないので、何かトラブルや問題が発生したときに、上から指導するために出てくるというような組織と、あとこのルールとかこの基準でやって

くださいってということで、自治体側に個人情報保護法制の実行段階について、いろいろと指導・助言をするという立場になるということになるわけなんです。

なので、これまでは自治体ごとに審議会などを使いながら、個人情報保護制度の運用とか解釈とか実行についてやってきたところなんですけども、その構造は、その上に1つ大きなものとして個人情報委員会というのが被さってくるという意味では、従来と同じようにはなかなかできない可能性が高いなというふうには思います。

第三者機関の関係というものは、ちょっと細かい話なんですけどもまとめてありますので、関心がある方はご覧いただければと思います。

国と自治体の原則論の違い

あと、自治体ごとにきちんと対応していただかなきゃいけないという問題も、法律の一元化によって起こってまして、自己情報の本人開示請求権とか、あと問

国と自治体の関係

- 個人情報保護委員会が指導・監督機関になる
- 実際には、個人情報保護委員会がすべての自治体を目配りできないので、都道府県などに一部委任されるなどの可能性はある
- 日常的な個人情報の取扱いについて監視・監督を具体的に行うわけではない



39

「第三者機関」の関係

個人情報保護委員会	国の機関。自治体に対して、資料の提出要求、実地調査、指導・助言、勧告等を行う権限を持つ。個人情報保護法に係る解釈権を有するため、自治体での法施行に関係する規則、ガイドラインなども策定。個人情報の漏えいが発生すると自治体は報告義務（68条）。条例制定時も届け出義務（167条）。施行状況の報告を求めることもある
審議会	自治体の設置する条例の運営審議機関。個人情報の例外的取扱いについての個別審議、運用状況報告、条例改正時の諮問など自治体によって役割はさまざま（これは改正法で役割が縮小・変更となる見込み）
審査会	開示請求・訂正請求・利用停止請求が認められなかった場合の審査請求について諮問を受けて審議する機関。審議会がこの機能を有している場合もある。（現状のまま存続）



40

開示請求等の権利行使に関する規定

- 自己情報の本人開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権（違法な個人情報の取扱いがあった場合のもの）は、改正法も自治体条例もほぼ同じ
- 改正法は、本人開示請求により開示された個人情報にのみ訂正請求権、利用停止請求権を認めている
- 自治体の中には、本人開示請求により開示された個人情報に訂正請求・利用停止請求を限定していないものがある



41

違った情報の場合は訂正をすとか、違法に個人情報を取り扱われている場合は、利用停止をするというようなことを行うことができるというふうになっているんですけども、改正法も条例も基本的には同じようなものなんです。

ただ、自治体は国とちょっと違うのは、国は本人開示請求によって開示された個人情報にのみ、訂正請求とか利用停止請求を認めているんですね。なんで、何か開示されないと実はできないんです。自治体の中には、その請求によって開示された個人情報以外に、特に開示された個人情報じゃなくても、それなりに備えができれば訂正請求も利用停止請求もできますよという仕組みがあるんですね。

なので、国はとにかく開示してないと何もできないんですけども、自治体の場合はこういうふうな理由で訂正が必要であるということが証明さえできれば、開示されてない個人情報に対しても、実はできますという仕組みにはなっているという意味では、自治体のほうが実は広く権利を認めているという条例が結構あるんですね。なんでですけども、そうしたものが国の法律に合わされると、開示されたものに限定をされるということになってしまうので、少し権利の範囲が狭くなるということなんです。

それから権利行使に関する規定も、条例できちんと手当をしないと、国のほう

に合わされてしまうという問題があって、1つが決定期間というのが違うんですね。自治体の場合は、請求をしてから2週間以内というのが基本なんですけれども、国の法律とか改正法は請求から30日なんですね。なので、条例上何の措置もしないで国に合わせてしまうと、2週間以内に決定したものが30日かかるというふうになってしまうということになったりとか、あとは自治体の場合は請求書を出すだけで手数料要らないんです。なんでですけども、国の法律は請求をするために1件300円の手数料が実は必要という仕

組みになってますので、これは条例で無料にするとか、そういう規定を置かない限りは、国のほうの仕組みに合わせてしまうということにもなってしまいうということであるということとか、あと不開示情報の辺もちょっと違うんです。

典型的なのは実は公務員の氏名の開示の部分で、国の場合は氏名は原則開示じゃないんですけども、自治体は氏名は原則開示になったりとかするので、これも国のほうに合わせてみると、実はこれまで開示できたものが開示しなくなるというようなことが起こってしまうということになります。この辺は実際には条例が、自治体の側で国の法律を受けて条例をどうするかというところで、必要な手当をするということを実は考えていただかなきゃいけないという部分でもあるんです。

改正法は、国の法律の規定に反しない限り、条

気を付けたい権利行使に関連する規定

	自治体	改正法
決定期間	• 通常2週間 • 特例延長規定がないものも多い	• 30日 • 特例延長規定がある
手数料	開示請求手数料なし、コピー代の実費のみ	開示請求手数料（現行制度では一請求300円）、開示実施手数料（写しの交付・閲覧）を徴収
不開示情報	第三者情報のうち公務員の職・職務内容・氏名は開示	第三者情報のうち公務員の職・職務内容は開示、氏名は開示できる場合がある



42

改正法での位置づけ

- 「この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続き並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない」（108条）
- 請求手続、審査請求手続などの手続規定は条例で定めないと回らないので、それは想定している
- ポイントは「規定に反しない限り」の範囲。決定期間の短縮、開示請求手数料を徴収しないと規定できるかなどは今後の課題



43

自治体は条例で何ができるのか？

- タスクフォース報告書
- 共通ルールよりも保護の水準を高めるような規定を条例で定めることは、必ずしも否定されるものではないと考えられる。ただし、個人情報保護法制が「個人情報の有用性に配慮」（個情法第1条、行個法第1条及び独個法第1条）することを求めるものであり、共通ルールを設ける趣旨が個人情報保護とデータ流通の両立を図る点にあることを踏まえると、地方公共団体が条例で独自の保護措置を規定できるのは特にそのような措置を講ずる必要がある場合に限定することとするのが適当である。



44

タスクフォース報告書

地方公共団体が条例で定める独自の保護措置の規定が法律の範囲内において特に必要なものとして定められることを担保するため、独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、その内容を事前に確認し、情報の提供、助言等の必要な支援を求めることができることとするのが適当である。これを受けて、個人情報保護委員会は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する観点から、必要に応じて、情報の提供、助言等の支援を行うことが適当である。

また、地方公共団体がそのような条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出ることとするのが適当である。これを受けて、個人情報保護委員会は、必要に応じて、助言等の適切な監視を行うことが適当である。（略）

なお、地方公共団体の条例に基づく事務処理が違法又は著しく適性を欠く場合、国は、地方自治法等に基づき、助言、勧告を通じて是正を促すほか、是正の要求を行うこと等ができるものである。



45

例で必要な規定を定めることを妨げないというふうにはしているんですよね。ただ、その規定に反しない限りということの範囲として、例えば決定期間はさっき言ったような短縮とか、開示請求手数料の徴収をしないというふうに規定はできるかということに関して言えば、国はこれは大丈夫な

ような今方針を示しているんですけども、実際はそれ以上の個人情報の取り扱いについて、例えばセンシティブ情報原則収集禁止ですとか、そういったことを定められるかということ、それはなかなか厳しいだろうというのが、これまで国が出しているさまざまな報告などによって示されているということですね。

なので、例えば今回の法改正のもとになった報告書によると、その保護の水準を高めるような規定を条例で定めることは、必ずしも否定はされないということにはしてるんですね。なので、基本的には個人情報の有用性に配慮をするということ、そもそも法律の趣旨というか目的に定めているので、個人情報保護とデータ流通の両立を図る点にあることを踏まえて、特にそのような措置を講ずる必要がある場合に限定とすることが適当であるということであって、どこまでじゃあ上乘せができますかということについては、あまり積極的に上乘せしていいですよということにはなってない。要は共通ルールにした意味がなくなるので、そういったようなことはそもそも特に必要性がないかぎりには認められませんよというように、おそらくなるだろうと思うんですね。

自治体が独自の保護措置を定めた内容が、法律の範囲内かどうかということ担保するために、個人情報保護委員会に対して事前に内容確認をするとか、助言を受けると、必要な支援を受けるというふうにするのが適当だというふうに、この段階で言ってるんです。ただ、条例って議会を通していくというものなので、

条例案を議会に出す前に個人情報保護委員会に内容確認をしてもらったとしても、議会でひっくり返されたときに、じゃあ個人情報保護委員会どうするんですかっていう話は、当然出てくることになるわけなんですよ。

なので、最終的には、一番下の行になるんです

けども、国と自治体の紛争解決の手続きに基づいて、助言、勧告、是正とか、是正の要求をするというようなことを通じて、国が許容できない範囲の条例については直させるというようなことを、この先行っていくという意味では、自治体が独自の施策をかなりとりにくくなるということと、こういった独自の施策をとるときには、こうした紛争になることも踏まえた政治判断が必要というようなことに、最終的にはなってしまうのかなというふうに思います。

自治体の個人情報保護は 今後どうなるのか

自治体の個人情報保護というのは、この先どうなるのかということと言うと、一元化は個人情報の取り扱い基準の標準化ということなので、上乘せ・横出しは標準化の趣旨を損なわない範囲でという基本認識が、国の側からこれまでずっと出てきているものであるということですね。なので、法律の目的自体は、個人情報の有用性への配慮を求めていますので、人権保障的観点からの規制強化を容認しない可能性はかなりあるかなと思っています。

規制強化を条例で行った場合は、最終的には国と自治体の間の紛争解決手段による解決になるという意味では、政治意思はかなり必要だろうということにもなっているということです。

ただ、さっき言った報告書の中は、私たちから見ると規制緩和だよねと思ってる部分についても、改正法でも同程度の保護措置というふうに述べてるんですね。なので、改正法の規定ではなく、条例の規定でも、改正した一元化法と同じ保護措置であるということであれば、変える必要はないんじゃないかっていうことも、議論としては成り立つのかなというふうには思っています、ここは自治体としてどういうふうにこの先対応するのかということについては、担当者レベルは今かなり胃の痛い思いをされてるんじゃないかなと思います。

今審議会の委員をしている私が、審議会の委員をしている自治体でも、この前、会議があったので、課長にどうするんですかみたいな話をしたんですけども、いや、この前説明会あったんですけども、まだよく分からないんですというお話で、審議会なので、条例改正とかになれば諮問が上がってくるんだろうというふうに思うので、何らかいろいろ準備しなきゃいけませんよねみたいな話はしてましたけども、ただ、やっぱり自治体としてもかなり悩ましい状態に今陥ってるということかなと思います。

それと条例にない改正法の規定ということで、改正法にない規定ですけども、自治体にとってそれなりに影響があるということで触れておきたいのが、行政機関等匿名加工情報と仮名加工情報というものです。

匿名加工と仮名加工ってちょっと分かりにくいんですけども、匿名加工というのは、個人情報ではない情報として取り扱えるもので、要はその個人が識別できたりとか特定ができる部分を削除したり、データを控えたりとか、あとは一部省略をすることによって、可能な限り誰かが分からない形にまで加工したものです。復元を心象したり復元できないように加工した上で、事業者提供するということが出来るというのが匿名加工情報というものです。これは事業者にも提供できますし、内部利用もできますということで、もともと匿名加工した個人情報の利用目

自治体の個人情報保護はどうなる？

- 法による一元化は個人情報の取扱い基準の標準化を行うものなので、自治体独自の条例による上乘せ、横出しは標準化の趣旨を損なわない範囲でという基本認識がある
- 独自の条例措置には、個人情報の有用性への配慮を求めているので、人権保障的観点からの規制強化を容認しない可能性がある
- 規制強化を条例で行った場合は、国と自治体の紛争解決手段による解決になる（そこまで戦うという明確な政治意思が必要になる可能性）
- 一方で、タスクフォース報告書は規制緩和となる部分については、改正法でも同程度の保護措置と述べている

条例にない改正法の規定

- 「不適正な利用の禁止」規定（所掌事務の範囲内で利用目的を明確にしても、違法又は不当な行為を助長し誘発するおそがある**方法**により個人情報の利用をすることを禁止）
- 外国にある第三者への個人情報の提供制限
- 行政機関等匿名加工情報**
- 仮名加工情報**



47

匿名加工と仮名加工の違い

	匿名加工	仮名加工
扱い	個人情報ではない情報として取り扱う	個人情報に該当する場合としない場合がある
復元	復元禁止、復元できないように加工	他の情報と照合しなければ特定個人を識別できないもの。識別目的での照合は禁止
利用方法	外部に提供、内部利用	内部利用のみ
利用目的	制限なし（提案内容の審査は行う）	「個人情報」である場合は加工前の利用目的範囲内
公表等	匿名加工の対象となるファイルであることを公表	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報に該当する場合は公表等の義務 • 識別できない場合は無し



48

的に縛られずに利用ができるというものなんです。

仮名加工というのは、加工の仕方によっては個人情報に該当する場合としない場合があるって、ちょっと曖昧なところがあって、行政機関の内部でしか利用ができないというものなんです。仮名加工した情報については、加工前の個人情報の利用目的の範囲内に基本的には限定されますということですね。

仮名加工の場合で、かつ個人情報、他の情報と照合すると誰かが分かるような状態のものとかは、これは利用目的の範囲内に制限をされますということになっていて、その仮名加工についてちょっと置いていて、匿名加工のほうがこの先、外部に個人データを提供していくという仕組みになるので、改正法というか、一元化法の議論にあたって、ここどういうふうになるのかということが国会でも

少し問題になったということで、特にその匿名加工の対象になる情報というのが、条件は決まってるんですけども、なんといいですか、質とか内容によるというわけではなくて、情報公開制度上の不開示規定に当たらないものであれば、基本的に何でも入っちゃうんですね。

もともと個人情報って不開示になるんですけども、個人情報以外の不開示規定に当たらない情報というのは、実は全部対象になっちゃうということになっていて、その中で、国では米軍横田基地をめぐる訴訟の原告団に関する情報が対象になってるわけです。原告団1万人とか多分そういう規模でいるのかな、これは、ですので、その原告団情報が匿名加工によって提供可能な情報として公表されてきたと。実際に提供はされてないんですけども、そういうふうになっていたということで、実際に提供実績もないし、提供されてないんですけども、国としてはそれも匿名加工でできますよということ、問題になったということなんです。

自治体の場合は、住民サービスを直接提供しているということがありますので、国が持ってない住民の今の情報を実は持っているということになるんですね。なので、実はこちらで調べてみると、国の行政機関って1件も匿名加工の提供実績ないんですね。国の場合は、既に匿名加工

の情報を提供できるという仕組みは持っているんですけども、制度が導入されて以降、もう4年くらい経っているんですけども1件も実は提供実績がなくて、総務省とやりとりしてたら、総務省は1件だけ提供についての申請があったんですけども、取り下げになったので結局実績ありませんというこ

とでした。

なので、国は実はない。それはさっきお話ししたとおり、住民とか私たちの今の情報ってほとんど持ってないというのと、今の情報を反映するようなものについては対象になってないという問題があって、ないんですね。自治体の場合は、住民

の今の情報を持っているという意味では、自治体の情報を匿名加工して事業者が使えるようにしたほうが、事業者側のニーズもあるというようなことがおそらくあるんだろうというふうに思います。

この匿名加工情報の提供なんですけども、定期的に提案募集を行うという仕組みになるんです。事業者側に、匿名加工情報の利用について何か提案ありませんかということ、定期的に行うということになります。当面は、都道府県と政令市が義務的にやらなきゃいけないということになるので、ここだけなんですけど、それ以外はやりたいところはできますよという仕組みになります。

そして、事業者が事業提案を行うということになりますので、どれくらいの人数の情報が欲しいのかとか、どういう目的でそれを使うのかとか、どういう事業内容で使うのかとか、そういったものを提案をした上で、その提案は新たな産業の創出、経済社会、豊かな国民生活の実現に資するものかどうかとか、本人の権利・利益を保護するために適切なものかどうかという観点から審査をして、いいですよということになれば、自治体側が必要な加工をした上で提供するということになるということです。

現在、国がどういうフローでやっているのかということは、個人情報保護委員会のほうでフローをまとめたものがありますので、参考までに付けておきました。ですので、これについて自治体側が、特に都道府県と政令市がやらなきゃいけないということになるんです。

この個人データに関しては、行政も事

行政機関等匿名加工情報の提供

- 定期的に提案募集を行う（当面は、都道府県・政令市が義務的に提案募集を行う。それ以外は任意で提案募集を行うことができる）
- 事業者が事業提案（本人の数、加工の方法、利用目的・事業の内容、事業として利用する期間、適切な管理措置など）を行う
- 提案を「新たな産業の創出、経済社会・豊かな国民生活の実現に資するもの」「本人の権利利益を保護するために適切なもの」などから審査

50

3. 非識別加工情報の利用に関する提案から非識別加工情報の提供までの主な流れ

個人情報保護委員会資料より
https://www.ppc.go.jp/press/2022/06/22/220622_01.html

51

仮名加工情報

- 仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないもの（復元可能なもの）
- 内部利用に限定、利用目的の範囲内に原則限定
- 「照合により特定個人が識別可能」な状態のものは、個人情報として取り扱う必要がある
- 第三者提供提供の禁止
- 仮名化のため削除した情報その他の情報との照合を原則禁止

52

個人データ

- 個人情報
 - 行政組織：行政に対する申請等の手続など、特定の目的のために必要な限度で収集・利用・提供（目的外利用・外部提供は原則禁止）
 - 事業者：特定のサービス等を利用するために必要な情報を収集・利用・提供（目的外利用・外部提供は原則禁止）
- 官民データ利用活用推進基本法、次世代医療基盤法、個人情報保護法、デジタル社会形成基本法案などは、手続・サービスに伴い集積された個人情報を、別目的での利用へ転用しやすくするために「匿名加工」して利用する（成長戦略にも組み込まれている）



53

業者も同じなんですけども、行政の場合は、申請手続とか住民サービスのためとか、教育のような場合ですと学校でさまざまな生徒の情報を扱うわけなんですけども、一定の目的のために収集・利用・提供するというものなので、そもそもの業務があって、それに必要な限度で個人情報を収集していますということですよ。

そういう枠組みを取り払うために、その匿名加工という方法を用いるということで、個人データとして事業者も含めた利用を進めようということで、既に国では、官民データ利用活用推進基本法とか次世代医療基盤法というのは、医療情報の匿名加工データによる利活用というものを目的としたものです。

個人データの利活用の推進

そういうものを、個人情報を利活用するための政策というものはずっと打ち出してきて、2010年代以降は、そういう個人データの利活用自体が成長戦略に組み込まれてきたという経緯があったりします。なので、それがいよいよ自治体にも法律の統一化によって、一元化によって及んできたということになるというわけです。

それで、個人情報の利活用ってこと自

体は、医療分野は実は以前からレセプトデータの利活用というのは進んでしまってるんですけども、個人情報保護法の一元化というもので、自治体の個人情報の標準化、データの標準化、情報連携というものを進めやすくするというので、その情報システムの標準化というものも、こういった個人データの利活用という点でいえば、大きく貢献をすることになるだろうということになるということです。

データの利活用が新しい事業サービスを生み出すということだけではなくて、自治体とか国からすると、政策判断のエビデンスデータとするとか、個人に対する評価判断に用いるということなどが想定をされていると。

特に国は住民情報を直接持ってませんが、個人データというか、匿名加工情報で提供されれば、国としてもそのデータが使えるということにもな

個人データの利活用の推進

- 学術研究目的での医療等情報の利用を進める
 - 従前からレセプトデータの利用は行われている
- 個人情報保護法による自治体の個人情報保護の標準化、データの標準化、情報連携を進める
 - 個人単位での個人情報の継続的な連携（教育・医療・福祉等）
 - 住民サービスや福祉に関する情報をもっぱら保有する基礎自治体の個人情報の個人データとしての利用促進
- 個人データの利活用によるデータを、①政策判断のエビデンスデータとする、②個人に対する評価判断に用いることなどが想定



54

プロファイリング問題

- プロファイリングとは
 - 「自然人に関する特定の個人的側面を評価するために、特に、当該自然人の職務遂行能力、経済状況、健康、個人的選考、関心、信頼性、行動、位置もしくは動向を分析または予測するために、個人データを用いて行うあらゆる形式の自動化された個人データ処理」（GDPR）
 - 問題点として、集団として判断される。情報の偏り、バイアスの継承、法的・技術的な透明性の欠如
 - GDPRでは、データ主体に法的効果と同様に重大な影響を与える事柄について、完全自動化決定を原則として禁止



55

プロファイリング規制

- 日本の個人情報保護法制では、民間部門では要配慮個人情報の取得は本人同意を要件
 - 要配慮個人情報：人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害の事実、その他不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように特に配慮が必要なものとして政令で定めるもの（健康診断結果やそれに基づく指導、心身の障害など）
- プロファイリング結果が要配慮個人情報に該当する場合は、民間事業者に対しては取扱い制限が及ぶ可能性はある（ただし、プロファイリング結果を個人識別性のあるものとして取得する場合）
- ただし、行政機関・民間ともにプロファイリングに関する規制が存在するわけではない



56

日本でのAIの利用

- 人事採用（民間）
- 保育所の入所判定（自治体）
- 児童虐待の早期発見・早期対応（自治体）
 - 児童相談所の相談記録のデータベース共通化等を含む調査研究もあり
- 犯罪・交通事故発生予測（警察、調査研究事業）

など



57

ってきますので、そういう意味では国側のメリットはかなり大きいのかなというふうに思っています。

ちょっとこの辺飛ばしますと、データの利活用というのは実際にかなり進んでまして、余り公的機関では聞きませんが、民間だと人事採用で、いわゆる個人データですね、識別できない情報などを使った大きなビッグデータというものをもとに、その人事採用についてのAIを使った判定をしていくとか、あと個人情報そのものではないにしても、自治体の場合は、保育所の認証判定にAIを使っていたりとか、あと児童虐待の早期発見、早期対応のために、これは練馬区でやってたんですけども、虐待相談とか子ども家庭支援みたいな枠組みの中で持っている相談枠で、収集している相談記録などを匿名加工してビッグデータにして、相談を受けている職員が入力した

内容に応じて、虐待判定をしていくと、要注意かどうかという判定をしていくというようなことに使えないかということ、実証実験的なことが行われていたりとかいうこともありますので、この先利用が大きく、個人データの利用が進んでいくだろうということは考えられるところであります。

デジタル技術と個人情報の利活用は民主的管理が必須

それで、最終的にもとの話に戻るんですが、デジタル技術と個人情報の利用ということで言うと、いかに利用目的を民主的に管理するかということが、一番重要だと私は思っています。監視活動と行政サービスを分けるのは、利用目的に尽きるということで、その利用目的を超えないようにいかにするかとか、利用目的をいかに民主的に統制していくかということがとても重要なと思います。個人

データの活用自体を私は否定はしてないんですけども、利用の仕方次第で倫理的問題とか公正性の問題も生じやすいものであるもので、こういったものに対して、ネガティブなインパクトをどうやって回避するかということはほんとに重要なんで

デジタル技術と個人情報の利用

- デジタル技術と個人情報は利用目的を民主的に管理することが重要
 - 監視活動と行政サービスに利用するデジタル技術と個人情報は基本的に同じもので利用目的で区別されるもの
- 個人データ（匿名加工情報など）の活用は必要だが、利用の仕方次第では倫理的問題、公正性の問題も生じやすい
- こうした問題に対しては、具体的な対応はデジタル関連法にはない



58

すけども、実は今回のデジタル改革関連法には、こうしたことについて特に定めがないというところがあって、基本的な法律であるので、具体的な規制とかが入ってないというのは一つの限界ではあるんですけども、こういう根幹的な部分について、どうやって民主的に統制していくかと、あるいはネガティブなインパクトを回避していくかということを、この先つくっていかなければいけないかというふうには思っています。

以上でお話を終わりたいと思います。

(司会)

三木さん、ありがとうございます。大変細かい部分を含めて、90分一気にお話をいただきました。多岐にわたる、それから内容的にもかなり深いお話でしたが、まず会場の皆さん、何か質問等があれば出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

(Q)

すいません。ものすごく素朴な質問ですけど、集めたデータって流出しないんですか。

(A)

データは流出しないということを断言できる人、多分いないと思うんですよ。なので、可能性としては、そういうリスクがあるという前提で、セキュリティ対策をするってということになると思うんですね。

ここでよく問題になるとすると、例えば自治体もクラウドを使ってないとかっていうわけでもないですよ。そうすると、自治体ごとにセキュリティ対策するのか安全なのか。国のほうで高度な専門性を持ってセキュリティ対策をすると安全なのかって話で、今、後者のほうが安全だという前提で、国がどうも動いてるってことなんですよね。

その情報漏洩のリスクというのは、システム上のリスクとして大量に流出するとかっていうものと、あと実際にそれを利用するところのエラーで流出するっていうのと両方あって、現実的には、実際に個人情報利用して業務をしている中でエラーで流出するというのが特に多いんです。



なので、両方とも実は起こり得るので、起こるから何もしないという話よりは、起こることを前提に、きちんと対策を講じていくという方向に行かざるを得ないんじゃないかなと思っています。

(司会)

よろしいでしょうか。どうぞ。

(Q)

お話の中で、改正法の前半が民間で、後半が行政のほうだとおっしゃられたんですけども、この前半の民間のほうへの情報というのが、例えばどういう形で使われていくのかっていう、そういう心配事があると思うんですけども、そのあたりどうなんでしょうか。

(A)

民間は、今の個人情報保護法の中身と基本的に一緒というか、同じなんです。法律自体が前半と後半で分かれてますって話をしたのは、民間と行政機関って、個人情報保護の何か基本的な規制の考え方が結構違うところが入り口の部分であるんです。それが自治体の場合もそうですし、国の場合もそうなんですけども、基本的にはその業務の単位というか、事務の単位で個人情報の利用目的を規定して、収集範囲も制限していくということになるので、基本的にはその業務とか事務の単位で、個々に利用目的とかを付けていくっていう仕組みになってるんですよ。

一方、民間の場合って必ずしもそうじゃなくて、基本的には民間事業者として、そのビジネ

スをしている範囲で使えるように利用目的が設定されていたりとか、やっぱりできるんですよ。利用目的の設定単位というのは、民間と行政機関で全然実は規律が違うところがあって、なので、民間と行政機関は基本的に規律が違う状態で、1つの法律の中で併存してるっていう状態に今なってるんですね。

民間の場合は、その利用目的とか個人情報の収集に関しては、自分たちが必要だと思って、かつ本人が提供を拒まなければ何でも集められてしまう、利用目的に対して結局は何でも集められてしまうということになるので、さっき防衛庁の情報公開請求者リスト事件を申しましたけど、あれは行政機関だと許されないんですけども、民間事業者の場合は、公開情報からああいう情報を集めるのは、利用目的の設定さえすれば全然問題ないんですよ。

というところがあって、その利用目的さえ設定すれば、民間事業者は割と何でもできると。ただ、第三者提供の部分とかでかなり行政機関より縛りが厳しいんですよ。なので、個人情報の利用を行うためには、匿名加工とかデータ化をすることによって流通を促進させるということ、民間事業者のほうが実はなじみやすいところがあって、ここも民間のほうに先に実は匿名加工っていう規制が入っていくということになったという経緯なんです。

なので、民間は民間の問題として、2005年に法律ができてますので、それ以降、何らか改正をしながら、実は問題がある場合については改正を何回かしてきているという経緯があって、そこはそこで対応はこの先も必要ですし、民間事業者の個人情報の利用に関して今で十分というわけではないので、この先も法改正の議論は続いていくということにはなると思います。

(司会)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら、ウェブ参加の方で質問がある方いらっしゃいませんか。

そしたら、すみません、私のほうから1点質問させていただきたいと思いますが、情報公開とい

う点で、モリカケ問題で公文書の隠蔽や改ざんがありました。あとGDPの問題でも統計偽装といひますか、統計の数字の操作なんかがあったわけで、こういったことを国があるいは政治家がやってしまうということについて、こんなことをやっておれば、果たして国の根幹が壊れていくのではないか、あるいは社会そのものがどんどん劣化をしていってしまうのではないかと、非常にこの危惧を持っています。

こういったことについて、防ぐ手立てというのはなかなか難しいのかもしれませんが、三木さんとしては、どういう問題意識なり視点を持っておられるのか、すみません、お伺いしたいと思います。

(A)

そうですね、もう大きな問題なので、何かこうしたらいいと思いますというものを申し上げにくいんですけども、例えばモリカケ問題みたいなものが象徴してるものというのは、実際にはやっぱりその政治プロセスのアカウンタビリティ、説明責任というのが日本ですごく担保されてないんですよ。

端的に言ってしまうと、高い政治レベルになればなるほど記録を残さないということになっていて、なので、政治問題になったときに、実務レベルとか現場レベルに問題がある記述とか記載がある文書があると、改ざんに走るとか隠蔽に走るという問題が、この間起きてきたことの1つの形なんです。

日本の場合、政治主導性とか官邸主導性を制度的にも高めてきたという経緯が1990年代半ば以降あって、その一定の政治主導性みたいなものが強まる一方で、その政治主導している官邸とか政治家側の説明責任を、記録を通じて果たすという仕組みが全く弱いまま来てしまったところがあって、いろんなものを変えなきゃいけないという現実はあるんですけども、やっぱりこの間の問題を考えると、その政治プロセスが記録されて、説明責任を果たすことを前提に機能させないと、やっぱり実務レベルの不祥事とか不始末をいくら縛っても、どんどんどんどん形骸化・形式化して

いくだけで、実質があまり伴わないという問題がこの間の問題の結論としてというか、制度改正とか仕組みの改正とかガイドラインの改正を通じても見えてきている部分ということなんです。

なので、いろんなことを変えなきゃいけないっていう中で、やっぱり今きちんと向き合わなきゃいけないのは、その官邸なり政治プロセスをどうやって記録を通じて説明責任を果たすような仕組みに変えていくかとか、というところはかなり大きな問題意識としてあります。

あとGDPの偽装というか、そういった問題というのは、その問題に限って言うと、要はその財政とか経済見通しみたいなものが、政治的な影響を受けてデータがつくられるという状態が、一番将来の見通しを誤るということにもなるので、世界的に見ると、独立した財政機関みたいなもの、税務署とは別にその経済予測とか財政評価とかをする、独立した機関を設けるということが推奨されてきてるんですね。

日本にはこれがないんですよ。なので、結果的にそのときの政権とか政治の意向を受けて、そのGDPなり経済見通しみたいなものが出てくるとか、日本の場合って経済見通しとか財政見通して、その経年のグラフにするとすごいガタガタした状態になるんですよ。つまり甘く見通して財政出動したりとかして、結果的にその後、実際にそうならないんで修正が必要になると。修正後のデータをもとにグラフをつくるので、その都度出てくるデータはなだらかなんですけども、経年で出てきたものをそのままグラフに当てはめると、全く整合がつかないグラフになるっていうのは、これはもう昔からなんですよ。

なので、一定のそういう客観的な問題、客観的なデータに関しては、一定の独立性を確保したところが、政治的な影響とかを排除した形でデータをつくるとかっていうふうにしないと、多分データの信頼性そのものが高まらないという問題が出てくると思うんですね。

なので、大きな意味でいうと、政治プロセスも説明責任が記録を通じて果たされるというふうに変えていかないと、実務レベルだけを縛ってもやっぱり限界があるということ。

もう1つがやっぱり政治的な影響を排除して、客観的なデータをつくらなきゃいけないようなものについて、どうやってその影響力を排除するかという問題と両方あると思います。

個人データの利活用が進んでいく、利用が進んでいくという話の中で言うと、その利用される個人データそのものは、一般に公開されるものではなかったりするんですね。なので、そのデータが政治的な思惑とか中立性がない形でデータが加工・利用されると、私たちにとっては大きな不利益になるような政策判断のエビデンスになって、のまざるを得なくなるっていうことも起こり得るということになると思いますので、この先、個人データの利用を進めて、政策の判断の根拠にしていくというようなことを進めるのであれば、そのデータの評価・判断の妥当性を維持する、担保するための仕組みがないと、やや不安であるということにはなると思ってます。

(司会)

ありがとうございました。ほかに、よろしいですか。

大体予定の時間にもなりましたが、ないようでしたら、以上で今日のセミナーは終わっていきたいと思います。

三木さん、どうもありがとうございました。

(三木さん)

ありがとうございました。

(司会)

それでは、以上で終了したいと思います。ありがとうございました。

